

事務監査請求監査結果報告書

恵那市監査委員

目 次

第1	事務監査請求の内容	1
1	恵那市事務監査請求代表者	1
2	請求の要旨	1
3	請求の受理	2
4	請求に至る経過	2
第2	監査の実施	3
1	監査の対象部局	3
2	監査の期間	4
3	監査の方法	4
(1)	関係人の調査	4
ア	関係人	4
イ	関係人調査	4
ウ	請求の要旨に係る確認事項	4
(ア)	確認事項	4
(2)	監査対象部局の調査	24
ア	監査対象部局への関係書類及び資料の提出要求	24
イ	確認事項に対する回答書（副本）の監査対象部局への送付及び弁 明書の提出要求	24
ウ	監査対象部局への事情聴取	24
エ	監査対象部局からの関係書類及び資料の受領	24
オ	監査対象部局からの「これまでの取組」及び「弁明書」の受領	24
(ア)	受領日	24
(イ)	弁明等の内容	24
a	教育委員会のこれまでの取組	24
b	参考資料	39
(a)	学校施設等の概要（資料番号1）	39
(b)	中学校の生徒数の推移（資料番号2）	40
(c)	令和5年度恵那市中学部活動一覧表（資料番号3）	41
(d)	教科担任の配置（資料番号4）	42
別添1	公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引	43
別添2	「小規模教育検討委員会」報告書	48
別添3	恵那南地区中学校のあり方に関する提言書	61
別添4	恵那南地区中学校再編における答申書	67
別添5	恵那南地区の望ましい学校教育環境に関する提言書	74

c	請求の要旨の弁明	77
第3	監査の結果	88
1	判断	88
(1)	請求の要旨第1項について	88
(2)	請求の要旨第2項について	98
(3)	請求の要旨第3項について	100
(4)	請求の要旨第4項について	101
2	総括	101

恵那市事務監査請求に係る監査の結果

第1 事務監査請求の内容

1 恵那市事務監査請求代表者

住 所 (略)
氏 名 (略)
住 所 (略)
氏 名 (略)

2 請求の要旨（請求書記載の原文のまま）

恵那南地区中学校の一枚統合について

(1) どのように合意形成したかの根拠が明らかでない。

文科省の手引き「p18 学校統合の適否に関する合意形成」「p33 小規模校を存続させる場合の教育の充実」及び、H28 市再編委員会答申書の付帯事項「児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める。」に反する。

①一枚統合は、「いつ・どこで・誰が・どのように」決定したのか明らかになっていない。市教委発行 Q&A で再編委員会では「2～3校の統合も十分議論した」とあるが、その事実は議事録にない。

②恵那市教育環境等検討委員会の提言は合意形成の結果ではない。

・メンバー構成が偏っている。（明智や上矢作の保護者代表が入っていない。）

・H28 答申の「新築・明知鉄道利用」を「増改築・スクールバス利用」に変更するにあたり所属団体や地域の意見聴取が行われていない。

③通学時間等の検討は H28 の答申（新築 1 校）当時のデータを使ってお

り、現山岡中までのシミュレーションを基に検討されていない。

- ④保護者説明会や地域説明会において出た意見・質問に納得できる答弁がなされていない。
- ⑤「数年たてば増築の必要がなくなるのに統合を急ぐこと」についての市民合意がなされていない。
- ⑥R 5. 2. 20に開かれた総合教育会議での市長発言に「僕が判断できるだけの材料がそろった」とあるが、その材料が明らかでない。
- ⑦保護者・地域説明会后に「恵那南地区中学校を、いきなり1校にしないでください」の賛同署名が5904筆集まっているのは合意形成のないまま統合が進められている結果である。
- ⑧市民が市長・教育長に再三、懇談を申し込むも、拒否しているのは合意形成を図ろうとする姿勢に欠ける。

(2) 義務教育において、生徒が安全にかつ平等に教育を受ける権利が守られていない。

- ①バスで2時間以上の通学時間を要する生徒がいるのは、教育の機会均等に反する。
- ②冬の凍結や自然災害の危険性を検討した結果の統合ではなかった。
- ③山岡中学校付近のレッドゾーン指定を公表しないまま、統合を進めてきたのは安全管理を軽視している。

(3) 恵那市の危機管理体制に問題

山岡中学校付近が令和4年11月にレッドゾーン指定されたのち、市はどのような対策を講じたか。

(4) 「恵那市職員が賛意発言工作をした」との新聞報道にかかわる問題で、第三者を入れた調査を行っていない。

3 請求の受理

本事務監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名数が法定数に達しており、かつ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第10条に規定する様式を備えていると認められたので、令和5年12月22日にこれを受理し、同日、同法施行令第99条において準用する同令第98条第1項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を告示し、かつ、公表した。

4 請求に至る経過

令和5年11月10日 恵那市事務監査請求代表者証明書の交付申請の受理

- 令和5年11月20日 恵那市事務監査請求代表者証明書を交付し、かつその旨を告示
- 令和5年12月22日 恵那市事務監査請求代表者署名簿の受理（選挙管理委員会）
- 令和5年12月22日 恵那市事務監査請求代表者署名簿の審査開始（選挙管理委員会）
- 令和6年1月24日 恵那市事務監査請求代表者署名簿の審査終了（選挙管理委員会）
- | | |
|-----------|---------|
| 署名簿冊数 | 154冊 |
| 署名総数 | 2,737人 |
| 有効署名数 | 2,666人 |
| 無効署名数 | 71人 |
| 選挙人名簿登録者数 | 39,735人 |
- （令和5年12月1日現在）
- | | |
|-------------|------|
| 有権者総数の50分の1 | 795人 |
|-------------|------|
- 令和6年1月26日 恵那市事務監査請求者名簿の縦覧（選挙管理委員会）
- ～ 同年2月1日
- 令和6年2月8日 恵那市事務監査請求者名簿の返付（選挙管理委員会）
- 令和6年2月8日 恵那市事務監査請求書の提出
- 令和6年2月8日 恵那市事務監査請求書の受理
- 令和6年2月8日 恵那市事務監査請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨の告示・公表

第2 監査の実施

監査の実施に当たっては、本件請求にある請求の要旨に係る事務について、次のとおり監査を実施した。

また、本件請求は、地方自治法第75条に基づく直接請求であり、事務の執行について、違法、非効率や不合理なものがないかを監査するものである。執行機関に対する今後の要望事項、執行方針の説明を求めるもの、単に情報の公開を求めるもの、監査の対象が不明慮で心情面に訴えるものなど、この制度になじまないものについては、監査の対象外とした。

1 監査の対象部局

教育委員会総務課、総務部総務課及び建設部建設課

2 監査の期間

令和6年2月8日から令和6年6月10日まで

3 監査の方法

(1) 関係人の調査

請求の要旨について、地方自治法第199条第8項の規定により、関係人に対し、対面で請求内容を明確にするための観点を説明し、確認事項等について回答書の提出を求めた。

ア 関係人

恵那市事務監査請求代表者

イ 関係人調査

令和6年2月16日（請求内容の確認事項の依頼）、3月18日（追加確認事項の依頼）、3月8日及び3月25日（回答書の提出）

ウ 請求の要旨に係る確認事項

(ア) 確認事項

事務監査請求書「1. 請求の要旨」の確認

※回答書記載の原文のまま

恵那南中学校の一枚統合について

(1) どのように合意形成したのか根拠が明らかでない。

文科省の手引き「p18 学校統合の適否に関する合意形成」「p33 小規模校を存続させる場合の教育の充実」及び、H28 市再編委員会答申書の付帯事項「児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める。」に反する。

■確認1

「p18 学校統合の適否に関する合意形成」の「合意形成」とは「誰」と「誰」との「合意形成」で、どのレベルまで要しますか。

●請求代表者回答

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年1月27日文科省)の記載内容を踏まえれば、「合意形成」には、学校教育の直悦の受益者である「児童生徒の保護者、就学前の子どもの保護者」並びに地域コミュニティーの核としての機能の観点から「地域住民・地域の学校支援組織」と、学校統合を進める「教育委員会、市長」との合意形成が必要である。

中学校再編を計画する恵那市教育委員会と恵那市市民及び該当中学校の保

護者の、統廃合だけでなく小規模校を残す場合の教育環境整備を恵那市教育委員会が提示すること。選択肢があることを示したうえで、十分な内容説明と納得が必要である。

合意形成が図られたとの判断基準は、私たちとしては少なくとも5地域の地域住民と学校支援組織の4分の3以上の賛同が必要である。また、加えて公聴会・地域説明会・パブリックコメントで合意を図る必要がある。

■確認2

「p33 小規模校を存続させる場合の教育の充実」のどの部分がどのように「反する」のか。また、「反する」理由にこの文書を挙げられた理由を教えてください。

●請求代表者回答

請求要旨で示した「文科省の手引き」P33の(1)学校統合を選択しない場合のケースとして示されている①離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、季節により交通事情が著しく異なるなど、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安心安全な通学ができないと判断される場合。④学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合。に該当し、①では、長時間通学、冬季凍結による危険性、④では自然・歴史文化の継承等への大きな損失となる等課題がある。

つまり、小規模校を存続させる選択肢もあることを示し、その場合の恵那市教育委員会が行うべき教育条件整備の内容を示して、市民、保護者の公正な選択の可能性を保障しなかったことが文科省指針に反する。

恵那市教育委員会が公正な情報提供を市民、保護者に行っていないからこの文章に挙げたのである。

なお、小規模であることのメリットを最大限に生かし、児童生徒への教育を充実させるには、小中一貫校、岐阜県では山県市が行っている「山県方式」による合同授業が考えられる。

■確認3

H28 市再編委員会答申書の付帯事項「児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める」に「反する。」とありますが、どの部分がどのように反するのか、具体的に説明してください。また、ここでいう「声」とはどのような「声」を想定してみえますか、具体的に説明してください。

●請求代表者回答

- ・ 恵南地域のすべての学校の保護者代表が教育環境等検討委員会に参加していない。
- ・ 住民の代表が民主的に選ばれておらず、公募もない。
- ・ 保護者や地域住民対象の地域説明会では、多くの場合、事務局の説明時間が長く、質疑応答の時間が少なすぎた。令和5年3月8日明智文化センターで開催された地域説明会では、2回発言した人がいたのに、1回も発言できない人がいたり、残り時間があと5分あったのに、司会者が質疑応答を打ち切ってしまった。このように、質疑応答の時間が少ないにもかかわらず、発言を制限しては十分な理解や協力は得られない。これでは、せっかく開いた公聴会で生の声をつかむことは難しい。声というのは、こうした生の声だけではなく、保護者や地域住民を対象にしたアンケートを実施し、それを公表することも大事である。
- ・ 令和5年1月18日、上矢作説明会において保護者から「子どもからアンケートを取ったことはありますか。」という質問に対して、室長は、「子どもへのアンケートは、取っておりません。」と回答している。これは、子どもの意見（声）を重視していないどころか、無視しており、子どもの権利条約第12条にもとづく意見表明権を保障していない。
- ・ 令和5年1月20日山岡説明会において、保護者から「アンケート調査、・・・今の段階でやった方が良くと思います。」との質問に対して、教育長が「保護者の方たちのお話で・・・前に進めていきたいというのが私たちの願いです。」と回答している。これは、参加していない保護者や地域住民の意見（声）を無視する宣言である。

■確認4

「十分な理解や協力」とは、具体的にどの程度の内容を指すと考えますか。

●請求代表者回答

教育委員会・市長による、学校統合に関する説明責任が果たされることが「十分（条件を満たし不足がない様）」の前提条件であり、少なくとも5地区の全てで地域住民の4分の3以上の合意が図られることで理解や協力が得られるものと考えられる。

恵那市教育委員会が行おうとしている中学校再編が真に生徒の教育のためであるという理解ができれば協力もあり得る。

しかし、現在の少人数教育の評価を行わず、中学校が廃止されることによる地域に与えるマイナス影響も科学的に評価されていません。生徒に負荷のかかる切磋琢磨を目標に掲げるなど、一方的な教育観を押し付けるもので、公正で市教委と保護者・地域住民で双方向の対話が行われていません。

◆再確認 4-2

①の『真に生徒の教育のため』とは、どのようなものですか、具体的に教えてください。また、②と③はどのような評価を考えていますか。

●請求代表者回答

①恵那市教育委員会による恵那南地区の中学校再編計画は、少子化による教育予算の効率化などの政策目的が優先されてはなりません。平成27年文科省の学校適正配置適正規模整備指針が示すとおり保護者が十分理解し、納得できるものでなければなりません。その目的が真に子どもたちの教育のためと理解できるものであることが必要条件です。

同時に子ども基本法第11条に規定するように、子どもの教育に関することであるので、子どもの意見表明権が十分に保障されることも必要です。

恵那市教育委員会は、今回の中学校再編計画の説明にあたって、少人数教のメリットとその最大化のための条件整備という選択肢を全く示さず、デメリット面だけを強調し、不公正で文科省手引きにも反しています。

2024年3月15日に当会が文科省とオンラインで意見交換を行った際に政府担当は明確に「学校は地域コミュニティの核であり、これを再編する場合には地域、保護者との合意形成が不可欠だと明確に示しています。

恵那市教育委員会は、中学校が当該地域から廃止されることによるマイナス効果は全く評価していませんし、当該住民、保護者との意見交換もおこなっていません。

中学校が地域からなくなることで、地域コミュニティの核を喪失し、人々の交流も後退することから、経済的にも文化面でも大きく後退するものです。

②少人数の評価

- ・1クラス当たりの生徒数が少ないほど、教師の雑務が減り、生徒との関係は密になり、教師の目がゆきとどく。
- ・1クラス当たりの生徒数が少ないほど、一人一人の生徒にかける時間が多くなり、学力低下や落ちこぼれをまねきにくい。
- ・1クラス当たりの生徒数が少ないほど、生徒理解や指導が十分でき、いじめや生活上の問題が起きにくいなど。

③地域に与えるマイナス

- ・地域の方が中学校に行く機会が減り、より身近に感じられない。
- ・小学校や高校との交流が少なくなり、異年齢集団による新たな刺激が起きにくい。
- ・子育て世代のUターンや移住が少なくなる。
- ・若い親や生徒の姿が減り、地域の活性化につながらないなど。

■確認 5

恵那南地区中学校再編委員会からの「答申」と「附帯事項」の関係はどのような位置づけであると考えますか。

●請求代表者回答

「付帯事項」の定義は、「主要な事項からは外れるが、関連する追加情報や補足的な内容」を指す。重要度としては、主題に直接関連しており理解や判断に影響を与える情報であり、これらは議論や意思決定に重要なものと考えられる。

理由としては、付帯事項に「十分な理解や協力を得ながら進める」とあることから、これが満たされることで学校統合が進められると考えられるからである。

②恵那市教育環境等検討委員会の提言は合意形成の結果ではない。

- ・メンバー構成が偏っている。（明智や上矢作の保護者代表が入っていない。）
- ・H28 答申の「新築・明知鉄道利用」を「増改築・スクールバス利用」に変更するにあたり所属団体や地域の意見聴取が行われていない。

■確認 6

「恵那市教育環境等検討委員会」の目的は、どのようなものだと捉えていますか。

●請求代表者回答

設置要綱によれば、「市南地区の望ましい学校教育環境に関する事、その他学校の教育に関し必要な事項について検討し、その結果を恵那市教育委員会に提言すること」とあり、学校教育環境等に関する考え・意見を表明（提言）するための組織である。

しかし、保護者・地域住民の声を十分聞くこともなく山岡中学校1校統廃合を進めるものとして設置運営されています。

■確認 7

「提言は合意形成の結果ではない」という根拠を教えてください。また、「合意形成でない」のであれば、どういう形が「合意形成」だと考えますか。

●請求代表者回答

恵那市教育環境等検討委員会の設置目的が、学校教育環境等に関する考え・意見を表明（提言）するための組織であることから、児童生徒や地域住民等の声を具体的に集約して取りまとめたものではない。

合意形成とは、H28 恵那市再編委員会答申書の付帯事項にある「十分な理解や協力を得ながら進める」が満たされた場合で、具体的には（確認1）で回答した内容である。

■確認 8

構成メンバーに明智町や上矢作町の保護者代表が入っていれば何がどう変わると考えますか。

●請求代表者回答

自分にかかわりの深い恵那南地区の将来について、もっと真剣な討論ができ、委員会の回数も増えていたはずである。また、少なくとも委員会の構成に疑惑を持たれることもなく、当該地区の意見が委員会に反映されて、地域住民の合意に少しでも近づけたのではないかと考える。しかし、現実はその正反対で、地域住民の意見が届かず、委員会に反映されないものとなった。

■確認 9

「H28答申」と「恵那市教育環境等検討委員会」との関係はどのような位置付けであると考えますか。

●請求代表者回答

平成28年3月の答申に基づき、山岡中学校1校への統合を進めるのが、恵那市教育環境等検討委員会の実態になっている。答申はあくまでも諮問に対する答申であり、参考意見に過ぎない。これを規定事実として1校統合を進めることは許されない。答申はあくまでも一部の意見であり、これを参考にするとしても、広く市民、保護者の意見を聞き、統廃合する場合のメリットとデメリットの公正な比較資料を出して議論を進めるべきである。

■確認 10

所属団体や地域の意見聴取は、なぜ必要であると考えますか。また、どの団体の意見聴取が必要だと考えますか。

●請求代表者回答

教育環境等検討委員会には、恵南の5地域の全地域の保護者代表や地域代表が入っていない。本来ならば、地域代表は自分の地域に帰って自治会などを通して話し合われている内容を地域住民に知らせ、住民の声をよく聞いて、地域の実情を踏まえて委員会の話し合いに参加することが本筋である。また、保護者代表においては、自分の地域の学校のPTA組織を通じて保護者の意見をよく聞いて委員会に臨むことが大切である。

しかしながら、教育環境等検討委員会では、委員会のメンバーは、5地域

全部から選ばれていないことから、自分の地域に帰って委員会で話し合われた内容を知らせる場もなく、話し合う場もない。それで、たった3回の話し合いで、自分の個人的な意見で決めている。これでは、地域住民や保護者から合意が得られるわけがない。

・（確認事項 10）は、中学生に質問するといいい内容である。民主主義の世の中において住民の意見聴取は、地方自治を担当する行政にとって一番大事な仕事の一つである。どの団体と限定することなく、全住民の意見聴取が必要であり、該当地区（合併を予定している5中学校の地区）における住民投票が必要であると考ええる。

③通学時間等の検討は H28 の答申（新築 1 校）当時のデータを使っており、現山岡中までのシミュレーションを基に検討されていない。

■確認 11

何のシミュレーションなのか、具体的に説明してください。また、そのシミュレーションの意義はどこにあると考えますか。

●請求代表者回答

令和4年8月30日第1回恵那市教育環境等検討委員会で配布された資料3、～恵那南地区中学校再編について～のこれまでの経緯統合に向けての18の課題を表記してある。また、令和5年3月16日、上矢作コミセンで行われた地域説明会の折に、資料として配布されたもの（おそらく他地区の説明会で使用したものと同様と考えられる）

課題1、通学に係る時間（通学時間、登校時間、帰宅時間）については、「・通学時間は生徒の98%が50分以内で通学ができるものと判断。」として、「スクールバスは路線バスルートを基本に運行」として5中学校別に10分刻みで、30分以内〇名、〇%・・・と表記してある。

上矢作中学校の生徒33名については、30分以内1名3%、40分以内3名9%、50分以内25名25%、60分以内4名12%とある。

この表がどのような根拠（事実）を基に作成されたものか不明である。

この資料が第1回教育環境等検討委員会で配布され、初めての委員にこれまでの経緯として説明されたとき、質問意見は皆無だった。

疑問① そもそも、いつ、どのように調査された資料なのか定かではない。

疑問② 仮に、「路線バスルートを基本に」とあることから、そのあたりを走ったとしても、自宅からバス停までに移動時間は表記にない。

疑問③ まだ山岡地区新築としている段階で、あるいは、明知線利用としている段階で、どこの地点を新設中学校として調査したのか不明。

疑問④ 生徒の人数が表記されているが、誰がどこで乗車するのかはどう調べたのか。

恵那市教育委員会に「第1回恵那市教育環境等検討委員会にて提示された、通学に係る時間を示した資料、想定した昇降場所のデータ」の情報公開を求めた。(令和5年6月15日付)

そこには、新設校：山岡駅周辺を想定(えきから500m)とあり、上矢作地区ではスクールバスは、既存車両を使うこと。自宅からバス停までは徒歩。バス停での待ち時間はすべて5分。学校までの乗車時間が記してあった。(教総第534号令和5年6月22日付)

疑問⑤ 恵那市長・教育長に令和5年8月1日付公開質問状を提出した。「空白の5年間について」2016年、市長選以後、私たち「中学校校統合考える会」との懇談会で、市長は「経営会議で18項目の課題について検証する」としながら、その後、保護者・市民に何ら報告がなかったのはどうしてですか。の問いに、「・・・答申には8項目の附帯事項があり、その付帯事項から18項目を抽出し検証し、内部で調整等行ってまいりましたが、検討課題の解決に至らなかったことから、地域への報告ができませんでした。」と、回答があった。(教総943号令和5年8月9日付)

私たち「中学校校統合考える会」に郵送された文章は「検討課題の解決に至らなかったことから、地域への報告ができなかった」としながら、令和5年8月30日「第1回恵那市教育環境等検討委員会には、疑問だらけの、まったく不正確な通学に係る時間を示し、通学はスクールバス利用とまとめてしまったことは、先に結論ありきの検討であり許しがたい。

真に生徒・保護者の通学の負担、安全・安心なスクールバスによる登下校を調査するのであれば、

- ①すでに分かっている生徒(令和8年度)の自宅からバス停までの徒歩時間の測定。
- ②実際に使用するスクールバスを走らせ、待ち時間、乗車し着席までの時間、山岡中学校までの移動時間、山岡中学校バス停から学校までの徒歩時間を調査することが必要。
- ③道路凍結時の走行、積雪の走行、大雨の走行、朝のラッシュ時での走行などによって、安全な走行速度も変わってくる。それらを、机上の

バス時刻表だけでなく、実際にスクールバスやワンボックスカーを走らせたシミュレーションをすることを通して、具体的な数字を挙げ検討すべきである。

■確認 12

当時のデータと今のデータとは何が違うと考えますか、具体的に教えてください。

●請求代表者回答

- ・（確認事項 1 1）に記した。

■確認 13

H28 の答申（新築 1 校）当時のデータと違うことにより、どんな影響があると考えますか。

●請求代表者回答

- ・ H28 の答申（新築 1 校）は場所不明。今は山岡中学校としているのであれば、通学時間等より正確なデータに基づいたシミュレーションをすることが生徒の通学時の安全・安心、しいては命を守ることになる。

④保護者説明会や地域説明会において出た意見・質問に納得できる答弁がなされていない。

■確認 14

いつ、誰の質問（意見）に対する説明（答弁）が納得できないのか、具体的に説明してください。また、誰が納得できるという対象になっているのか、具体的に説明してください。

●請求代表者回答

令和 5 年 1 月 1 8 日上矢作保護者等説明会議事録 P 5、2 3 行目の保護者の質問に対する室長の答弁では、子供の意見を表明する機会を与えず、中学校統合を推し進めようとする姿勢がはっきりしている。

同じく、P 5 下から 5 行目の保護者の質問に対する教育長の答弁では、生徒の人数が減っていった場合の統合についての質問に対し、恵那北中学校は「この人数になったら、統合ではない」と答弁し、小人数が統合の条件ではないことを明言している。ではなぜ旧恵那郡の 5 中学校を統合する必要があるのか説明を求めても、回答はなかった。

また、P 6 下から 5 行目の保護者の質問に対し、室長の回答では通学用のバス停まで 4 k m あり、家の近くまで来てほしいとの要望に対する不安を解

消できなかった。

恵那南地区中学校再編についての地域説明会の議事録P3でも明らかなように、令和5年3月8日明智文化センターで、教育長が「中学校の適正規模は2～4クラスが望ましい」と発言されたので、「小規模校の恵那北中は適正規模ではないのでは」と質問したら、「恵那北中は、3つの地区が集まっているので、別に問題はない」とのことだった。もし、この方法もありだとしたら、恵那北中より生徒数の多い岩村中や明智中を残し、上矢作や串原あるいは山岡と統合するという方法も考えられるのではないか。しかし、意見の機会は、一人1回のみとされ、これ以上の発言はできなかった。

また同様の議事録P11では、令和5年3月13日山岡農村環境改善センターで、バス通学と部活動の関係について質問したところ、教育長は「授業5分ずつ短縮するなどして時間を生み出してやっている」とのことだった。しかし、遠距離通学の生徒がいる以上、部活動の時間は制限され、ゆとりのない学校活動を送らなければならないのは、事実である。

これでは、質問者をはじめとする地域住民の納得を得ることはできない。

■確認 15

具体的に「納得できる答弁」とはどのようなものであると考えますか。

●請求代表者回答

質問に真摯に向き合い、より良い解決に向かって、最後まで説明責任を果たすことである。

⑤「数年たてば増築の必要がなくなるのに統合を急ぐこと」についての市民合意がなされていない。

■確認 16

「数年たてば増築の必要がなくなるのに統合を急ぐこと」については、何に基づくものでしょうか。（※誰がいつ、何を根拠に言っているものでしょうか。）また、何を意味するものであると考えますか。

●請求代表者回答

2023年（令和5年）3月15日、岩村コミセンで行われた地域説明会で、恵那市教育委員会が配布した資料「令和8年度からの新しい中学校」には、各学年の生徒数、学級数の推移が表にして提示してあります。それを見ると、令和8年に開校しても、6年後には1年生が2クラスになり、8年後の令和16年には全校2クラスとなります。つまり、増改築に17億円かけても8年後には必要なくなります。

■確認 17

ここで言う「市民」とはどこまでの範囲を指しているのか、具体的内容を教えてください。

●請求代表者回答

恵那南地区の中学校再編に関わる校区の市民（地域住民のことであり、生徒保護者もふくまれる）

■確認 18

「市民合意」が必要とする根拠を具体的に教えてください。また、誰がどの部分を「市民合意」するのも教えてください。

●請求代表者回答

恵那市教育委員会が統廃合の対象にしている5つの中学校は恵那市立の公立中学校であり、市民の共有財産であり、義務教育の公教育としての実施設であるので、当然施設の立地場所、施設運営及び教育環境と地域に関係の深い教育活動の変更には市民合意が必要である。

恵那南地区の5中学校は地域の伝統文化、歴史、産業に深くかかわりを持つ地域に根ざした教育活動（岩村の佐藤一斎など偉人に学ぶ活動、明智の浪漫学園構想、上矢作の教育フォーラム、串原の歌舞伎、中山太鼓などのふるさと学習など）が行われている。協力・支援いただいた地域住民の方々と、これらの教育活動の在り方を検討し合意することは当然である。

⑦保護者・地域説明会後に「恵那南地区中学校をいきなり1校にしないでください」の賛同署名が5904筆集まっているのは合意形成のないまま統合が進められている結果である。

■確認 19

「いきなり1校にしないでください」という声の背景を具体的に教えてください。

●請求代表者回答

「恵那北中より生徒数が多いのに、なぜ廃校になるのか」「なぜ山岡中学校なのか」「なぜ段階的な統合ができないのか」等の母校を愛する切実な声が背景にある。

また、山岡中学校1校に統合すれば、スクールバスを使っても長時間の遠距離通学が生徒に負担を与え、災害時の対応や運転手確保にも問題があるという声もある。

■確認 20

何の目的で誰を対象に、いつ署名活動を行ったのですか、具体的内容について教えてください。

●請求代表者回答

一校統合を早急に進めないでほしいという願いを市長及び教育長に伝えるために、当該地区の有権者を中心に、令和5年2月～7月に実施した。

■確認 21

「答申」と「賛同署名」との関係をどのように捉えていますか。

●請求代表者回答

2016年（平成28年3月）恵那市中学校再編委員会は、恵那南地区中学校を1校統合し、山岡地区に新築、平成33年度開校という答申書を市教委に提出。この年には、市長選があり当選した新市長は「答申は出されたものの、結論じみた方向には向かっていない」として、我々、恵那南地区中学校統合考える会と懇談した際に、「統合にむけての18の課題」を検証するとしていた。

ところが、検証の結果の報告もないまま、2022年8月30日第1回恵那市教育環境等検討委員会が開かれ、中学校再編が動き始めた。その委員会の構成メンバーには明智と上矢作の保護者はなく、たった3回の委員会で、「新築から山岡中学校増改築して活用、明知線利用からスクールバス活用、令和8年開校」という提言書をまとめ、同年12月市教委に提出した。

翌2023年1月18日から統合関係5地区で保護者説明会が始まった。同年2月20日には恵那市総合教育会議では「僕が判断できるだけの材料がそろった」として、1校統合の実質GOサインを出している。まだ5地域の地域説明会が行われる前でもあり、あまりにも稚拙で、強引な進め方に対して、恵那南地区の保護者・地域住民は「恵那南地区中学校をいきなり1校にしないでください」「地域住民の納得のないまま早急に決めないでください」という賛同署名の収集を始めた。そして、7月末には、5地区で5904筆、恵那南地区の有権者過半数に迫る賛同署名が集まっている。

◆再確認 21-2

「恵那南地区中学校統合考える会と懇談」とは、どういういきさつで、どこの場で、どのような内容で懇談されたのですか。具体的に教えてください。

●請求代表者回答

経緯；平成28年12月13日「中学校統合考える会」当時の代表A（請求代表者回答では、個人名記載）より、恵那市長（請求代表者回答では、個

人名記載) 様宛に懇談会のお願いを出した。

結果、翌年1月31日(火)午前11時より、市役所にて懇談会が持たれた。恵南各地区代表8名と市長、B(請求代表者回答では、個人名記載)さんが会に参加した。

「中学校統合考える会」からは(1)地域住民の声をしっかりと聴いて進めてほしい。(2)情報公開をしてほしい(3)初めに結論ありきの論議ではなく、もっと柔軟に、じっくり検討を進めてほしい。などお願いした。

平成30年1月12日(金)13時30分2回目となる市長との懇談会を開いた。「年末に5中学校を回り、環境や生徒の様子を見てきた。答申に関わって、通学時間・通学方法・費用などなど、18項目について実現可能かどうか検証していきたい。今後の議論は経営会議「部長級23~14人で構成」で議論を進めていきたい。まだまだ意見が聞けてないのが現状。決定前にはそれなりのお知らせをしていきたい。」という話を聞いていた。

■確認 22

その「賛同署名」について、教育委員会に提出しましたか、中身等も含めて教育委員会は名簿についてすべて把握していますか。

●請求代表者回答

市議会には賛同署名が多数であることも明記して、請願書を提出している。

◆再確認 22-2

市議会へ請願書を提出されたことについては理解しましたが、教育委員会についてはどうですか。

●請求代表者回答

宛名を市長、教育長となっているので、賛同署名を携えて直接渡そうと5地区地域代表4名が教育委員会を訪問しお願いしたが、その機会を設けてもらえず「中学校統合準備室が預かる」というので実現できていません。

一刻も早く直接教育長に提出できる機会や懇談会を設けていただきたい。

■確認 23

「賛同署名」と「合意形成」を結び付ける考え方について教えてください。また、ここでいう「合意形成」とはどのようなものなのか、具体的に説明してください。

●請求代表者回答

(確認1)で「学校統廃合を進めるにあたっては保護者、地域住民との合意形成が必要」であることは述べている。ところが、恵那市教育委員会が進めている山岡地区、1校統合計画は恵那南地区においては、「いきなり1校

に統合しないでください。地域住民の納得がないまま早急に進めないでください」と、恵那南地区の有権者の過半数に近い人たちが合意形成するよう訴え、要求しているのである。

⑧市民が市長・教育長に再三、懇談を申し込むも、拒否しているのは合意形成を図ろうとする姿勢に欠ける。

■確認 24

「拒否している」とありますが、どのような理由からそう考えるのか、具体的に説明してください。

●請求代表者回答

・2022年（令和4年）10月17日恵那市教育環境等検討委員会に対して、質問をつけて懇談を要請した。

同10月31日、学校再編対策室C（請求代表者回答では、個人名記載）さんより、「懇談のお願い」に対して、書面にて回答が届いた。

懇談であれば、わからない点は、その場で聞き返すことができますが、質問の趣旨・内容に答えず、あえてごまかすような回答が届きました。（教総1540号、令和4年10月31日付）

それは、具体的には次のようなものです。

質問2；委員会は各代表から構成されており、委員はその団体の意見や考えを代表し、委員会での検討内容を各団体に報告すべきと考えます。

特に、中学校統合を検討している恵那南地区からの意見はどのように収集されますか。そして、どのようにして広く市民に広報されますか。

回答；検討委員会で検討した内容等は、恵那市のホームページや学校を通じて保護者へ報告する予定です。

※肝心の「意見の収集」については回答を避けている。

質問3；「答申内容の検討」をされてきたわけですが、付帯事項についてどのように検討されてきたのですか。

回答；市役所内で検討しました。

※場所を聞いているのではないことは承知しながら、「どのように」という検討内容を拒否している。

・2023年（令和5年）1月10日(月)に教育委員会を訪問し、教育長に懇談

を申し込むと、「恵那南地区中学校統合考える会との懇談会は、保護者説明会地域説明会の後だ」と言われた。

その後、市教委より連絡があり、教育長との懇談は2023年（R5）4月13日か14日のどちらが良いか尋ねられた。「考える会」の皆さんに諮り、参加者の都合を聞き14日を申し込んだが、当日懇談会に行くと教育長は複数の日を提示しておきながら欠席だった。

・2023年6月21日、教育長との懇談を申し込んだ。6月23日、学校統合準備室C（請求代表者回答では、個人名記載）さんより、「教育長との面談については職務多忙につき、当分の間面談することはできません」と文章で返事が来た。

その後、多忙な日々が続いているのか、無視されているのか全く連絡がない。

市長さんに懇談会を申し込みに行くと、秘書が対応します。「恵那南地区の中学校統合の件で市長さんと懇談をしたいので申し込みに来ました」と話すと、「その件については学校統合準備室が窓口です」と回される。

市役所に出向いた折に、市長秘書課を訪ね懇談を申し込んだ。総務第3576号令和5年11月22日、「懇談会のお願いの回答について」と題して返事が来た。

「中学校の統合に伴う地域課題などを話し合う意見交換の場については現在予定しておりませんが、今後市教育委員会と情報共有し、機会を見て検討してまいります。」と。

その後、現在に至るまで市長さんと懇談することはできていません。恵那南地区の中学校統合に関わる保護者、地域住民に何も説明することなく進めることは、恵那市民に責任を持ち、その政策を進めるのトップの態度とは言えません。

■確認 25

懇談は何回申し込まれ、その時の行政の対応についても具体的に説明してください。

●請求代表者回答

（確認事項25）に書いた通りである。

(2) 義務教育において、生徒が安全かつ平等に教育を受ける権利が守られていない。

①バスで2時間以上の通学時間を要する生徒がいるのは、教育の機会均等に反する。

■確認 26

「安全かつ平等に教育を受ける権利」とは、どのように捉えられていますか、具体的に説明してください。

●請求代表者回答

日本国憲法は、教育を受ける権利を基本的人権として保障しており、中学校教育は義務教育でもあるので、安全かつ平等に教育を受ける権利は明確である。

例えば20分から30分で通学できる生徒に比べ、60分以上かかる生徒は、肉体的精神的な負担が大きく、きわめて不平等である。また、バスには運転手一人しかいないため、緊急の場合に処置が十分に行えない恐れがある。

■確認 27

通学時間に2時間以上掛かると「教育の機会均等に反する」と考える根拠を具体的に説明してください。

●請求代表者回答

家を出る時刻や帰る時刻が毎日30分以上違ってくことにより、教育活動や家庭学習が十分に行えない。このように、生徒により通学時間に相当な違いが生じれば、学習や放課後の時間に差が生じる。これは、教育条件の機会均等の原則に反する。

■確認 28

通学時間が「バスで2時間以上」というのは既に確定しているものですか、それは何に基づいていますか。

●請求代表者回答

令和6年2月15日明智コミュニティーセンターの環境コミスク部会で配布された運行計画によれば、上矢作3号車は、28.2Kmで1番遠いにもかかわらず、乗車時間を43分としている。しかし、これは各バス停での待ち時間および乗車時間が加味されていない。これは、他のコースでも同じである。これでは冬期は1時間以内に通学することは不可能である。

■確認 29

文部科学省が進めている「教育の機会均等」をどのように捉えられているか、具体的に説明してください。

●**請求代表者回答**

それを保護者、市民に示すのが教育委員会の役割である。

◆**再確認 29—2**

教育の機会均等に反するといっているため、請求代表者としての定義があると考えます。その定義を教えてください。

●**請求代表者回答**

教育基本法第四条は、すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないと教育に機会均等を定義しています。

恵那南地区は名古屋市よりも広い面積をもち、バス通学で山道を往復することになれば、2 時間以上の過酷な通学時間を要する生徒が生まれます。この通学環境をこどもに強いることが、居住する地域の違いによって生徒が安全かつ平等に教育を受ける権利が保証されず、スクールバスで通学する生徒とそうでない生徒では、家庭学習や部活動の時間に差が生じることで教育の機会均等に反する事態を発生させるのです。

■**確認 30**

事務監査請求書の「請求の要旨」の（1）に文科省の手引き「p 33 小規模校を存続させる場合の教育の充実」の中で「教育の機会均等」と「水準の維持向上」の記載がありますが、「水準の維持向上」についてはどのようにお考えですか、具体的に説明してください。

●**請求代表者回答**

小規模校のよさを生かして、こどもたちひとりひとりに行き届いた教育を実現するための教育条件を整備することが、教育水準の維持向上の意味です。

◆**再確認 30—2**

「こどもたちひとりひとりに行き届いた教育」とは、具体的にどういうことなのか教えてください。

●**請求代表者回答**

文科省は子どもの発達の程度に応じて、個別的で主体的な学びの保障をひとりひとりに行き届いた教育として定義しています。

教師の担当するこどもの人数が少ない少人数教育こそ、確認 4 の＜再確認 1＞の②で示したように、行き届いた教育を保証するものです。

②冬の凍結や自然災害の危険性を検討した結果の統合ではなかった。

■確認 31

凍結や自然災害等により著しく安全性が阻害される場所が具体的にありますか。また、それは対策不可能なものですか。

●請求代表者回答

一般的に注意が必要なのは、橋の上や日陰の道路であるが、そのほかに上矢作国道257の城山トンネルや平岩トンネルの出入口付近、また同じ国道257の木の実トンネル出入口付近及びその坂道がある。

また県道11号及びそこから串原との間の坂道は、大変危険である。

このような坂道は、単なるいつもの凍結であれば、融雪剤の散布という方法もあるが、急な降雪や夜半の降雪では対応できないことが多い。

【回答追加】

今現在、恵那南地区では冬場に融雪剤をまいても、凍結したままの状態の箇所があります。バスが安全に走行できるとは思えません。また、がけ崩れが発生してもすぐに修復できません。

③山岡中学校付近のレッドゾーン指定を公表しないまま、統合を進めてきたのは安全管理を軽視している。

■確認 32

レッドゾーンの「公表」については、岐阜県が指定し公表することになっています。岐阜県において、適正に公表されているが、「公表」しないままとは、どの部分についてそう思われたのか、具体的に説明してください。

●請求代表者回答

岐阜県が公表したのに、恵那市南地区の中学校再編計画が修正されていないのはなぜですか。逆にお聞きします。

【回答追加】

そもそも保護者説明会、地域説明会でも1度も行政側からの説明がなかった。

保護者によるプレスリリースから、やっと公表されました。

■確認 33

「安全管理を軽視している」とありますが、どのような理由からそう考えるのか、具体的に説明してください。

●請求代表者回答

レッドゾーンに指定された付近の山岡中学校について、保護者、地域住民、さらに統合準備委員会の委員にも知らせずに、強引に統合を推し進めていること。

仮に、令和5年5月に知ったとするならば、令和5年5月31日19時開催の中学校統合準備委員会の席上で公表すべきなのに、一言も発言がありませんでした。発言があったのは9月になってからで、委員の質問によってようやく回答したものです。安全管理を軽視していることの現れです。

【回答追加】

保護者からの要望書に「せめてハザードマップレッドゾーンのシミュレーションをしてほしい」と伝えましたが、回答はありませんでした。

(3) 恵那市の危機管理体制に問題

山岡中学校付近が令和4年11月にレッドゾーン指定されたのち、市はどのような対策を講じたか。

■確認 34

「危機管理体制に問題」とは、どの部分に問題があると捉えていますか、具体的な内容を説明してください。

●請求代表者回答

- ・岐阜県から公表、通知が令和4年11月であるのに、恵那市教育委員会が令和5年5月まで知らなかったこと。
- ・恵那市役所内での情報共有が行われず、それぞれの部局が独自に情報を収集しているところ。
- ・場所が中学校であることから、生徒の生命、身体に危険が及ぶことを隠したまま統合を急ぐ市教育委員会の体制には生徒の安全を無視する姿勢しか見えない。
- ・監査していただきたいことは、岐阜県が指定したレッドゾーンが恵那市には令和4年11月に届いたのに、なぜ教育委員会に届くまでに半年もかかったかということです。

【回答追加】

- ①適切なリスク評価が行われていない。
- ②教育委員会とのコミュニケーション不足により、危険な状況や問題点が見落とされていく可能性がある。
- ③万が一の事態に備えた適切な防災計画が欠如している場合、危機管理が効果的に行われず、危険な状況や行動を監視し、早期に対処するメカニズムが欠如していると事態が悪化する。

(4) 「恵那市職員が賛意発言工作をした」との新聞報道にかかわる問題で、第3者を入れた調査を行っていない。

■確認 35

一般的に新聞に限らず、報道されている内容をすべて鵜呑みにすることは危険であるといわれていますが、そのことについてどのようにお考えですか。

●請求代表者回答

報道内容はメディアによって異なることは承知しています。「すべて鵜呑みにすることは危険である」との指摘は当然のことであると承知しています。

■確認 36

新聞報道後の恵那市の反論主張は確認されましたか。また、他の報道機関の新聞記事は確認されましたか。さらに、そのことについてどのようにお考えですか。

●請求代表者回答

「恵那市職員の賛意発言工作した」との中日新聞報道に対する反論「恵那市職員が賛意発言工作をした事実は確認できなかった」との恵那市の主張は新聞報道で知りました。

しかし、真偽のほどは直ちに判断できません。つまり、「確認事項35」で指摘されているように、報道されている内容をすべて鵜呑みにすることは危険であることが、そのまま当てはまる事例であると考えます。

■確認 37

なぜ「第3者を入れた調査」が必要だと考えますか、また、それはどのようなものを想定していますか、具体的に教えてください。

●請求代表者回答

「確認事項35」で指摘されている通り、報道されている内容をすべて鵜呑みにすることは危険であると考えからです。当事者間に争いがあり、当事者間で解決することが困難である場合には、第3者に調査報告をもとめることは現代社会では一般的ですが、恵那市にそのような考え方に基づいた調査制度はありますか。

恵那市は、中日新聞の「賛意発言工作」に対して、「今後外部を含めた調査も検討していく」と市総務課D（請求代表者回答では、個人名記載）課長は、最初は第3者を入れて調査することをほのめかす発言をしていた。しかし、市と市教委は、外部、第3者を入れた調査をすることなく6月21日、関係職員に緊急調査し「賛意を示す発言を促した事実は確認できなかった」

と発表した。

このような一方的な反論主張を持って、この問題に終止符を打ってしまった。

だからこそ、恵那市職員の賛意発言の有無についての恵那市教育委員会の事務処理に問題があると考え監査を求めたのである。

第3者を入れた調査委員会とは、総ての委員が恵那市との間において利害関係にない者で構成し、その中に弁護士等の法律の専門家及び、大学教授等の学識経験者が入っていることが必要であるとする。

(2) 監査対象部局の調査

地方自治法第199条第8項の規定により、監査対象部局から関係書類、資料及び弁明書の提出を求め、かつ、監査対象部局の関係職員に対して、事情聴取を行った。

ア 監査対象部局への関係書類及び資料の提出要求

令和6年3月26日

イ 確認事項に対する回答書（副本）の監査対象部局への送付及び弁明書の提出要求

令和6年4月3日

ウ 監査対象部局への事情聴取

令和6年4月3日

エ 監査対象部局からの関係書類及び資料の受領

令和6年4月3日～5月31日

オ 監査対象部局からの「これまでの取組」及び「弁明書」の受領

(ア) 受領日 令和6年4月25日、5月1日

(イ) 弁明等の内容（弁明書等記載の原文のまま）

令和6年2月8日付けで提出された恵那市事務監査請求について、3月8日及び同月25日付けで提出された回答書の内容を含めて、中学校統合に向けたこれまでの取組を説明し、請求代表者の指摘に対して、次のとおり弁明します。

a 教育委員会のこれまでの取組

平成20年当時、少子化に伴い児童・生徒数は減少し続け、小中学校が小規模化することは避けられない状況となっていた。市町村合併から4年が経過し、恵那市の教育環境のあるべき姿を検討するため、地区別教育懇談会等を開催するなどの準備を行い、小規模教育検討委員会を発足した。当該委員会では、下記の3点について検討を行うよう提案した。

「小規模教育検討委員会」報告書（抜粋）

- 1 21世紀を生きる恵那市の子どもたちの教育環境について
現状の把握 適正規模のあり方 そこから生まれる課題の明確化
- 2 恵那市全体を考えた中学校の適正規模のあり方について
適正規模からみた恵那市の中学校のあるべき具体的姿
- 3 将来の恵那市の小学校教育のあり方について
将来の恵那市の小学校の具体的方向性

■平成21年度

「小規模教育検討委員会」

（委員構成）

保育園保護者代表、幼稚園保護者代表、小学校長代表、中学校長代表、小学校保護者代表2名、中学校保護者代表2名、自治連合会代表2名、地域協議会代表2名及び学識経験者2名

〈検討事項1〉について（「小規模教育検討委員会」報告書抜粋）

21世紀を生きる恵那市の子どもたちの教育環境について
（1）現状把握 （2）適正規模のあり方 （3）そこから生まれる課題

（最終報告内容抜粋）

恵那市の「小中学校の適正規模条件」の基本

- 小中学校ともに、1学年で複数の学級が編成される規模が望ましい
- 中学校では、各教科担任が満たされる規模が望ましい

恵那市の適正規模としては上記の条件が望ましいが、地理的条件や地域性を考えた場合、その許容範囲として、小学校は学年単学級規模、中学校は学年複数学級規模を考える。

今後、小学校において完全複式学級の学校規模が予想された場合、中学校では全学年で単学級の学校規模が予想された場合、中でも小学校、中学校ともに全校児童生徒数が50名以下になることが予想される場合には、保護者・地域・学校・行政の4者が協力し合って協議会を立ち上げ、統合問題を含めた具体的な動きづくりをする必要がある。

＜＜検討事項2＞＞について（「小規模教育検討委員会」報告書抜粋）

恵那市全体を考えた中学校の適正規模のあり方について

- ・適正規模からみた恵那市の中学校のあるべき具体的な姿

（最終報告内容抜粋）

○今後の恵南地域5中学校の方向性については、5校を統合し、新しいコンセプトを持った統合中学校1校を新設する。

＜＜検討事項3＞＞について（「小規模教育検討委員会」報告書抜粋）

将来の恵那市の小学校教育のあり方について

- ・将来の恵那市の具体的方向性

（最終報告内容抜粋）

「小学校においては『地域密着型』の小学校教育を推進することが肝要である」とした。つまり、恵那市内の13地域に各小学校があることを原則とする。

■平成22・23年度

最終報告に基づき、該当地区への説明や意見聴取を実施

恵那市学校適正配置検討事業説明会の実施。恵那南地区5中学については、平成23年7月にPTA役員及び学校長に出席していただき、説明及び意見聴取の場を持った。

■平成25年度

（ア）恵那南地区中学校についての該当地区への説明と意見聴取

岩村、山岡、明智、串原及び上矢作のPTA役員及び地域協議会（計9回開催）

（イ）恵那南地区中学校あり方検討委員会準備会を開催

各地域協議会及び自治連合会で平成26年度から「恵那南地区中学校あり方検討委員会」を立ち上げることを承認

■平成26年度

「恵那南地区中学校あり方検討委員会」

(目的) 「恵那南地区中学校のあり方」に関する提言を検討

- ・現在のままの中学校のあり方で良いか
- ・改善するとしたら、どのような方法・手段が考えられるか
- ・統合すると仮定した場合の通学方法、通学時間、設置場所、学校規模について

(委員構成)

区分	役職名等	区分	役職名等
地域協議会代表	岩村地域協議会副会長 山岡地域協議会長 明智地域協議会長 串原地域協議会委員 上矢作地域協議会長	小学校PTA代表	岩邑小PTA会長 山岡小PTA会長 明智小PTA会長 上矢作小PTA会長
自治連合会代表	岩村町自治連合会長 山岡町自治連合会長 明智町自治連合会長 串原第3区自治会長 上矢作町自治連合会長	保育園保護者会代表	岩村保育園保護者会長 山岡保育園保護者会長 明智保育園保護者会長 吉田保育園保護者会長 串原保育園保護者会長 上矢作保育園保護者会長
中学校PTA代表	岩邑中PTA副会長 山岡中PTA会長 明智中PTA会長 串原小中PTA会長 上矢作中PTA副会長	小中学校代表	岩邑小学校長 山岡中学校長

※恵那南地区の各地域協議会、各自治連合会、各小・中学校及び保育園の保護者、学校の代表 27 名により構成

(検討会議)

- ・第1回 委員の委嘱、設置要綱の説明、教育委員会への提言依頼
- ・第2回 現地視察 串原小・中、恵那西中、上矢作中
- ・第3回 現地視察感想報告、小規模教育検討報告、地域ごとでの協議
- ・第4回 協議のまとめ、そこから生まれる課題、不安について
- ・第5回 地区ごとの協議 テーマ「通学、委員の役割について」
- ・第6回 地区ごとの協議 テーマ「教育委員会への提言内容について」
- ・第7回 役職ごとの協議 テーマ「提言内容に対する意見交換会」
- ・第8回 提言内容の確認
- ・第9回 提言書の確認、承認、次年度に向けての協議について

※教育委員会による住民説明会を8回開催

(検討結果)

小規模教育検討委員会では、中学校の適正規模を考えたとき、学年複数学級規模が適正規模と考え、具体的には、全学年で単学級の学校規模が予想される場合、中でも全校生徒数が50名以下になると予想される場合には、統合することを含めた具体的な議論を進める必要があるとし、学校統合に

ついて議論を始める条件についてその方針を示した。あり方検討委員会では、小規模教育検討委員会で示された議論を開始する時期を「早期に調査、協議を行う」とし、次年度以降「恵那南地区中学校再編検討委員会（仮称）」を発足し、調査、協議を進めるよう提言した。

《恵那南地区中学校のあり方に関する提言》（提言書抜粋）

(1) 恵那南地区中学校の適正配置条件について

当地区の5つの中学校は、いずれも生徒数が激減しており、この傾向は今後更に加速することが予想される。従って、早急に改善を図る必要がある。

中学校3年間においては、学習や部活動等の諸活動を通じて人間形成を図るうえで極めて重要な時期であることから、ある程度の集団の中で切磋琢磨することが必要な条件である。

(2) 学校の統合について

現状を鑑みると、減少傾向にみられる恵那南地区の将来の出生数から5つの中学校を1校に統合し、各地区の平等性を考えた位置に新設することが望ましい。

この統合を進めていくうえで、当該地区の住民や保護者への理解を得る必要があることから、次年度以降は「恵那南地区中学校再編検討委員会（仮称）」を発足し、早期に統合の時期・場所・通学方法等について調査研究、協議を行うとともに、当該地区住民への説明と意見聴取を図る必要がある。また、今後発足される委員会での協議方法としては、専門的な知識を必要とすることから、教育委員会の提案を基にした協議が望まれる。

⇒ 教育委員会は提言を受け、平成27年度に「恵那南地区中学校再編検討委員会」を組織し、調査研究と協議を進めることとした。

■平成27年度

「恵那南地区中学校再編委員会」

（目 的）

「恵那南地区中学校あり方検討委員会」の提言に基づき協議を行い、その結果を答申する。

- ・少子化に対応した今後の恵那南地区中学校の統合に関すること

・前項に掲げるものの他、必要な事項

(委員構成)

区分	役職名等	区分	役職名等
小中学校長	明智小学校長 山岡中学校長	小学校 PTA 代表	岩邑小学校 P T A 会長 山岡小学校 P T A 会長 明智小学校 P T A 会長 串原小中学校 P T A 副会長 上矢作小学校 P T A 副会長
こども園代表	山岡こども園長		岩村こども園保護者会長 山岡こども園保護者会長 明智こども園保護者会長 吉田こども園保護者会長 串原こども園保護者会長 上矢作こども園保護者会副会長
地域自治区代表	岩村地域協議会委員 岩村町自治連合会長 山岡地域協議会長 山岡町自治連合会長 明智地域協議会長 明智町自治連合会長 串原地域協議会副会長 串原自治連合会長 上矢作地域協議会委員 上矢作自治連合会長 恵那市地域自治区代表者	子ども園保護者会代表	恵那南地区中学校あり方検討委員会委員長 恵那南地区中学校あり方検討委員会副委員長 総合計画審議会委員長 行財政改革審議会委員
中学校 P T A 代表	岩邑中学校 P T A 役員 山岡中学校 P T A 会長 明智中学校 P T A 会長 串原中学校 P T A 会長 上矢作中学校 P T A 会長	その他教育委員会 が認める者	

※恵那南地区の各地域協議会、各自治連合会、各小・中学校及びこども園の保護者、学校の代表 34 名により構成

- (審議内容) ①学校統合の場所について
②学校統合の時期について

(会 議)

- ・第 1 回 概要説明、これまでの取り組み、課題報告、現地視察
- ・第 2 回 視察（恵那東中、恵那西中）、視察の意見交換会
- ・第 3 回 視察の意見交換会、再編において配慮すべき事項等、グループ討議
- ・第 4 回 通学方法、時間、望ましい学校環境について
- ・第 5 回 望ましい学校環境について、グループ討議
- ・第 6 回 望ましい学校環境について、グループ討議
- ・第 7 回 第 6 回グループ討議の結果、道路網による中心地の確認、山岡中学校・明智中学校までの通学時間及び距離
- ・第 8 回 学校統合の場所（グループ討議）
- ・第 9 回 学校統合の場所（グループ討議）
- ・第 10 回 学校統合の場所・時期（全体討議）
- ・第 11 回 学校統合の場所・時期（全体討議）
- ・第 12 回 答申（案）について
- ・第 13 回 答申（案）について

※教育委員会による住民説明会（P T A、地域協議会等）を 20 回開催
《恵那南地区中学校再編における答申》（答申書抜粋）

2. 答申

◎学校統合の場所について 1 校に統合し平等性を考え、山岡地区に新築とする。

◎学校統合の時期について 統合に要する期間を考慮し、平成 33 年度の開校を目指す。

3. 附帯事項

統合を進める上で、委員会が出された意見を考慮すべき事項として附帯事項に記載する。

- (1) 児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める。
- (2) 学習環境や生活環境が大きく変化することから各学校の生徒同士の交流、教育活動に支障が生じないように教職員、P T A 同士の交流を行う。
- (3) 地域の教育力を組織し、生徒の学力向上、スポーツ競技力の強化、伝統芸能の伝承等を図る。
- (4) 地域社会において学校が果たしてきた役割を考慮し、地域学習やふるさと教育を充実させ、活力ある良好なコミュニティを形成し、「地域とともにある学校づくり」に努める。
- (5) 生徒の通学時間や家庭、行政の負担軽減を図るために、明知鉄道の利用やスクールバスの効率的な運用を行う。
- (6) 統合には教育環境の充実を願うところであり、学習内容や学習形態、部活動に応じた施設整備、バスロータリー、駐車場の確保等も行う。また、明知鉄道の利用から、駅周辺に近い位置とすることも考慮する。
- (7) 安全に通学するための通学路の点検や道路整備、道路に付帯する施設の整備を進める。
- (8) 施設の状況や地域住民の意向などを踏まえた全市的な視点に立ち、学校跡地の有効活用に努める。

■平成 28 年度～令和 2 年度

答申を進めるため、教育委員会学校再編対策室で課題を洗い出し、全てにおいて検討することとする。

その結果、答申の附帯事項から、18 項目の課題を抽出し、項目ごとに検討を重ねることとなった。

課 題	
通学に係る課題	1 通学に係る時間（通学時間、登校時間、帰宅時間）
	2 通学の方法（徒歩、自転車、バス、電車）
	3 通学に要する費用（イニシャルコスト、ランニングコスト）
	4 通学路及び学校周辺の道路整備（安全対策・道路拡幅・バスロータリーなど）
	5 部活動や家庭学習時間の確保
	6 通学に係る家庭の負担（遅刻や早退時の対応など）
	7 気象警報時など非常時の対応
施設に係る課題	8 新設学校の場所、規模
	9 新設学校の校舎建設に要する費用（現校舎の活用も含む。）
	10 新設学校の用地取得に要する費用
	11 新設学校の開校までに要する時間
	12 明知鉄道の車両の検討（キャパシティなど）
	13 明知鉄道の駅舎の整備
	14 明知鉄道の駐輪場の整備
その他の課題	15 地域がさびれる事への不安解消
	16 幅広い世代からの意見聴取
	17 市民への周知
	18 既存校舎の有効活用又は取り壊し

■令和元年度

「広聴会」

教育環境の改善を主眼に進めてきたが、保護者からは、通学時間、通学距離に対する不安や、教育環境について不安の声が上ったことから、こども園・小中学校の保護者を対象に、自由な意見を伺うために広聴会を開催した。

この広聴会は、答申の附帯事項に対する課題16の「幅広い世代からの意見聴取」を実践するものである。

（対象者）こども園保護者、小学校保護者及び中学校保護者

（内容）・生徒数及び学級数が減少する中で懸念されること（グループ学習、集団活動等）
・生徒数が減少する中で取り組んでいること（ICT学習、部活動合同チーム等）

- ・子どもたちの将来のために、どうするとよいか
- (聴取期間) 4月～8月のPTA総会などに合わせ開催し、10月まで意見を聴取した。
- (参加人数) 1,170人
内訳：こども園 297人、小学校 522人、中学校 328人、串原 23人
- (意見件数) 230件
内訳：こども園 86件、小学校 104件、中学校 23件、串原 17件
※(参加人数)及び(意見件数)について、串原は小・中学校合同のため別出ししている。

■令和3年度

「関係者への報告」

教育委員会は令和元年度に行った広聴会の内容をとりまとめ、令和2年度に報告会を開催する予定だった。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として報告会を取りやめ、当該地区の小・中学校PTA及びこども園保護者へ令和3年4月に書面にて下記の事項について報告を行った。

(報告内容)

- ・これまでの経過及び今後の進め方
- ・答申の課題
- ・課題の検討状況(通学時間・通学の方法・費用関係・幅広い世代からの意見聴取)
- ・広聴会での意見の分析
- ・広聴会での意見の抜粋

(以後の進め方)

通学方法について、明知鉄道の利用を優先し検討してきたが、通学の負担を心配する意見が多いことから全てスクールバスにすることを検討する。

- ・令和4年度に保護者説明会を開催

■令和4年度

「恵那南中学校再編に係る保護者説明会及び意見交換会」

今までの経緯と課題を説明し、該当者である保護者に学校再編に関する意見を聞くことで、以後の進め方の参考とした。保護者説明会は、PTAを中心に10回開催した。

「恵那市教育環境等検討委員会」

(設立の背景) 恵那南地区中学校再編委員会の附帯事項の検討結果について、客観的、かつ大所高所から幅広い視野で妥当性について確認を

受ける必要があった。

(目的) 急速な少子化に伴う児童・生徒数の減少等の状況を踏まえ、恵那市立小学校及び中学校における、よりよい教育環境の整備充実を検討する。

- ・ 恵那南地区の望ましい学校教育環境に関すること
- ・ 学校の教育環境に関し必要な事項

(委員構成)

区分	役職名等	区分	役職名等
地域自治区代表	大井町地域自治区 飯地町地域自治区 山岡町地域自治区 上矢作町地域自治区	恵那市こども園保育園保護 者会連合会代表	会長 副会長
		小学校長会代表	上矢作小学校長
		中学校長会代表	山岡中学校長
地域学校協働活動推 進委員代表	旧恵那地区代表 旧恵南地区代表	こども園長会代表	明智こども園長
		有識者(大学教授)	岐阜聖徳学園大学
恵那市P T A連合会 代表	恵那東中P T A会長 大井第二小P T A会長 山岡小P T A会長 串原小中P T A会長		

※統合の地区だけでなく、全市的な視野でより良い教育環境の整備及び充実を検討するため、教育の専門的な知識を有する者の他、地域自治区代表、地域学校協働活動推進委員代表、恵那市P T A連合会代表、恵那市こども園保育園保護者会連合会代表など16名で構成

(会議)

◎第1回 恵那南地区の教育環境の課題の説明(中学校再編関係)

- ・ これまでの経緯について(答申書)
- ・ 課題の検討内容について
- ・ 保護者意見交換会について

※委員より目的の明確化、スケジュール等について意見をいただき、第2回につなげていくこととなった。

◎第2回 当委員会の役割について

恵那南地区の望ましい教育環境について検討し教育委員会に提言する会議、早急に恵那南地区中学校の統合を進める会議とする。

「統合について」

- ・ 統合中学校は山岡で1校とする

「通学方法について」

- ・ 駅までの通学の負担や安全面から明知鉄道ではなくスク

ールバスとする

「開校時期について」

- ・できるだけ早い開校を望む声が多数

「校舎について」

- ・既存の山岡中学校を活用し、増築・改築を行う方向で話がまとまる

◎第3回 決定事項の確認

- ・場所については山岡で1校とし、既存の山岡中学校を活用する
- ・生徒数の減少による教育環境の変化の影響を考慮し、令和8年度の開校を目標とする
- ・遠距離通学については、子供たちの安心安全と保護者意見に基づき、送迎の負担を考慮し、スクールバスの通学を基本とする
- ・統合に向け、恵那南地区中学校統合準備委員会を早急に設置する

「提言書（案）の最終確認」

- ・上記事項を提言することとする

≪恵那南地区の望ましい学校教育環境に関する提言書≫（提言書抜粋）

【提言事項】

早急に、恵那南地区中学校の統合を進める。

1. 新中学校の場所については、当初の答申で示された山岡町で1校とし、いち早く進めるために、既存の山岡中学校を活用すること。
2. 開校時期については、生徒数の減少による教育環境の変化の影響を考慮し、令和8年度の開校とすること。
3. 遠距離通学者の通学方法については、生徒の安心・安全と保護者の送迎の負担軽減を考慮しスクールバスの通学を基本とすること。
4. 統合に向け、恵那南地区中学校統合準備委員会を早急に設置すること。

⇒ 令和4年12月開催の第13回恵那市教育委員会定例会に「恵那南地区中学校統合について」を議案として提出、全会一致で可決する。

「恵那南地区中学校再編に向けての説明会」

令和5年1月～3月に掛けて、教育委員会は保護者及び地域に対し「恵那市教育環境等検討委員会からの提言書の内容」について説明会を18回開催し、意見聴取を行った。詳細については以下のとおりとなる。

(説明会)

◎こども園及び小中学校保護者対象

- ・令和5年1月18日(水) 上矢作町
- ・令和5年1月19日(木) 串原
- ・令和5年1月20日(金) 山岡町
- ・令和5年1月23日(月) 岩村町
- ・令和5年1月25日(水) 明智町

※全体の参加者は、保護者227人、その他62人

◎各小学校の参観日に合わせて再度説明

- ・令和5年2月4日(土) 串原小学校
- ・令和5年2月17日(金) 岩邑小学校
- ・令和5年2月18日(土) 山岡小学校、上矢作小学校
- ・令和5年2月24日(金) 明智小学校

※全体の参加者は、保護者309人

◎各小学校PTA会長会議(新旧)

- ・令和5年2月27日(月) 岩村町

※参加者は、PTA会長10人

◎上矢作小学校保護者

- ・令和5年3月7日(火) 上矢作小学校

※参加者は、保護者16人

◎岩邑小学校保護者

- ・令和5年3月10日(金) 岩邑小学校

※参加者は、保護者44人

◎地域説明会

- ・令和5年3月8日(水) 明智町 参加者85人
- ・令和5年3月13日(月) 山岡町 参加者62人
- ・令和5年3月14日(火) 串原 参加者48人
- ・令和5年3月15日(水) 岩村町 参加者98人
- ・令和5年3月16日(木) 上矢作町 参加者73人

(統合関連予算)

令和5年第2回恵那市議会定例会において、予算案を上程し、「統合に関連する令和5年度予算」が可決される。

◎歳出予算として、中学校統合準備経費(4,000千円)

- ・統合準備委員会経費：建設（増改築）基本設計経費、スクールバスルート調査経費

■令和5年度

「恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会」

（設立の背景）教育委員会は学校統合の諸課題について検討するため、恵那市教育環境等検討委員会からの提言を受けて設置する。

（目的）恵那市立岩邑中学校、恵那市立山岡中学校、恵那市立明智中学校、恵那市立串原中学校及び恵那市立上矢作中学校の統合（以下「統合」という。）について、事務の円滑な推進を図るとともに、統合後の恵那市立恵那南地区統合中学校（以下「新中学校」という。）における新しい学校づくりについて検討する。

（委員構成）

（令和6年5月現在）

区分	役職名等	区分	役職名等
地域自治区会長会議代表	地域自治区会長会議代表	新中学校の区域にある中学校教職員代表	岩邑中学校校長 山岡中学校校長 明智中学校長 上矢作中学校校長
恵那市PTA連合会代表	PTA連合会代表		
こども園・保育園保護者会連合会代表	こども園・保育園保護者会連合会代表	新中学校の区域にある小学校PTA代表	岩邑小学校PTA 山岡小学校PTA 明智小学校PTA 串原小学校PTA 上矢作小学校PTA
小中学校校長会代表	小中学校校長会代表		
こども園園長会代表	こども園園長会代表		
新中学校の区域にある地域自治区代表	岩村地域自治区会長 山岡地域自治区会長 明智地域自治区会長 串原地域自治区会長 上矢作地域自治区会長	新中学校の区域にある小学校教職員代表	岩邑小学校校長 山岡小学校校長 明智小学校校長 上矢作小学校校長
	新中学校の区域にある学校運営協議会代表	岩邑小中学校学校運営協議会代表 山岡学校運営協議会代表 明智中学校学校運営協議会代表 串原中学校学校運営協議会代表 上矢作中学校学校運営協議会代表	新中学校の区域にあるこども園の園児の保護者会代表
		新中学校の区域にあるこども園の保育教諭代表	岩村こども園園長 山岡こども園園長 明智こども園園長 串原こども園園長 上矢作こども園園長
		専門的識者	元恵那南地区中学校あり方検討委員・元恵那南地区中学校再編委員
新中学校の区域にある中学校PTA代表	岩邑中学校PTA 山岡中学校PTA 明智中学校PTA 串原中学校PTA 上矢作中学校PTA	その他教育委員会が必要と認める者	元恵那市教育環境等検討委員会副委員長

(検討の経過) ※令和6年5月末までに開催した会議等を掲載

第1回総会 (令和5年5月31日)

- ・設置要綱について、目指す統合中学校の姿、委員会の組織・役割

第1回理事会 (令和5年5月31日)

- ・委員長・副委員長選出、目指す統合中学校の姿

第1回総務部会 (令和5年5月31日)

- ・部会長・副部会長の選出

第1回環境整備・PTA・コミスク部会 (令和5年5月31日)

- ・部会長・副部会長の選出

第1回教育活動・学校事務部会 (令和5年5月31日)

- ・部会長・副部会長の選出

第2回環境整備・PTA・コミスク部会 (令和5年6月14日)

- ・課題の確認、現地視察計画

第2回教育活動・学校事務部会 (令和5年6月16日)

- ・校内見学、課題の確認

第2回総務部会 (令和5年8月31日)

- ・課題の確認、校名の選定方法

第2回理事会 (令和5年8月3日)

- ・統合中学校のコンセプト、土砂災害特別警戒区域

第3回環境整備・PTA・コミスク部会 (令和5年9月5日)

- ・校舎の増築・改築に関すること

第3回教育活動・学校事務部会 (令和5年9月12日)

- ・学校図書に関すること、各課題の進捗

第3回理事会 (令和5年9月25日)

- ・基本構想(案)、インターネット配信

第4回環境整備・PTA・コミスク部会 (令和5年9月28日)

- ・校舎の増築・改築に関すること

第4回教育活動・学校事務部会 (令和5年10月11日)

- ・学校図書に関すること、交流事業に関すること

第3回総務部会 (令和5年10月16日)

- ・制服・体操服・かばん・上履きについて

第5回環境整備・PTA・コミスク部会 (令和5年11月2日)

- ・校舎の増築・改築に関すること

第1回幹事会 (令和5年11月13日)

- ・理事会及び各専門部会の審議状況

第5回教育活動・学校事務部会 (令和5年11月22日)

- ・交流事業に関すること、教育活動に関すること、学校行事に関するこ
と
- 第6回環境整備・PTA・コミスク部会（令和5年11月29日）
 - ・部活動に関すること、スクールバスの運行に関すること
- 第4回総務部会（令和5年12月1日）
 - ・制服等のあり方
- 第4回理事会（令和5年12月6日）
 - ・校舎の増築・改築に関すること、交流事業に関すること、学校図書に
関すること
- 第7回環境整備・PTA・コミスク部会（令和5年12月19日）
 - ・部活動に関すること、校舎の増築・改築に関すること
- 第5回総務部会（令和6年1月12日）
 - ・制服・体操服・かばん・上履きについて、新中学校の名称について
- 第8回環境整備・PTA・コミスク部会（令和6年2月15日）
 - ・スクールバスの運行に関すること
- 第6回教育活動・学校事務部会（令和6年2月29日）
 - ・年度のまとめ
- 第6回総務部会（令和6年3月5日）
 - ・新中学校の名称について、制服・体操服・かばん・上履きについて
- 第9回環境整備・PTA・コミスク部会（令和6年3月7日）
 - ・スクールバスの運行に関すること、部活動に関すること
- 第7回総務部会（令和6年3月19日）
 - ・新中学校の名称について、効果について
- 第2回幹事会（令和5年3月21日）
 - ・理事会及び各専門部会の審議状況と共有すべきじょう法の報告
 - ・新中学校の名称について、スクールバスの運行に関すること、部活動
に関すること
- 第5回理事会（令和6年3月29日）
 - ・新中学校の名称について、スクールバスの運行に関すること、部活動
に関すること
- 第2回総会（令和6年5月20日）
 - ・委員会の組織について、部活動に関すること、交流事業に関すること
- 第8回総務部会（令和6年5月20日）
 - ・令和5年度の協議状況と令和6年度の予定について
- 第10回環境整備・PTA・コミスク部会（令和6年5月20日）
 - ・課題整理シートの確認

第7回教育活動・学校事務部会（令和6年5月20日）

・課題整理シートの確認

b 参考資料

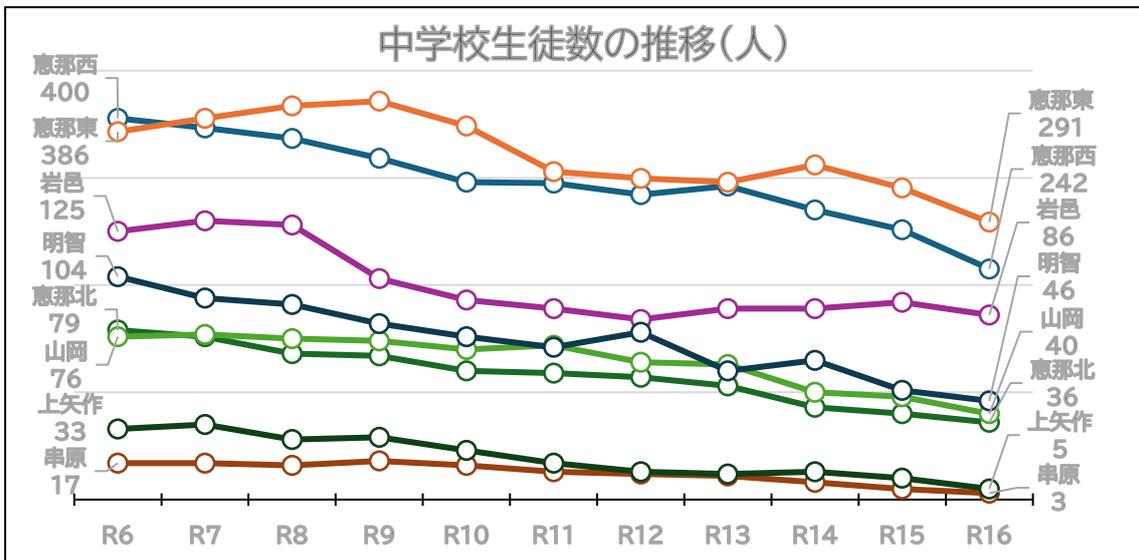
(a) 学校施設等の概要（資料番号1）

学校名	建物別	構造	床面積(㎡)	建築年月	耐震補強
恵那西 中学校	校舎	RC造/3階	6,142	S52.7	H10耐震診断 耐震性能あり
	体育館	S造/1階	1,230	S55.2	H15耐震診断 H18-19耐震補強
恵那東 中学校	校舎	RC造/3階	8,036	S55.3	H8, H18耐震診断 耐震性能あり
	体育館	RC造/2階	1,297	H2.3	(新耐震基準)
恵那北 中学	校舎	RC造/2階	3,487	H9.3	(新耐震基準)
	体育館	RC造/1階	1,351	H10.2	(新耐震基準)
岩邑中学校	校舎	RC造/3階	3,460	S58.12	(新耐震基準)
	体育館	RC造/2階	1,786	S60.2	(新耐震基準)
山岡中学校	校舎	RC造/2階	3,978	H7.3	(新耐震基準)
	体育館	RC造/2階	1,651	H8.2	(新耐震基準)
明智中学校	校舎	RC造/3階	3,697	S48.3	H21-22
	体育館	RC造/2階	2,227	H1.3	(新耐震基準)
串原中学校	校舎	RC造/3階	1,418	S47.2	H17-18
	体育館	S造/1階	410	S47.7	H19-20
上矢作中学校	校舎	RC造/2階	2,398	H1.3	(新耐震基準)
	体育館	RC造/1階	1,100	H1.3	(新耐震基準)

(b) 中学校の生徒数の推移 (資料番号 2)

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
恵那西中学校	11(4)	11(4)	11(3)	10(3)	9(2)	9(2)	9(2)	9(2)	9(2)	8(2)	7(2)
	400	390	379	358	333	332	320	329	304	283	242
恵那東中学校	11(4)	11(3)	11(4)	12(4)	11(3)	10(2)	9(2)	9(2)	9(2)	8(2)	8(2)
	386	400	413	418	392	344	337	333	351	327	291
恵那北中学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	79	76	68	67	60	59	57	53	43	40	36
岩邑中学校	5(2)	6(2)	5(2)	4(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
	125	130	128	103	93	89	84	89	89	92	86
山岡中学校	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)	3(1)	3(2)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
	76	77	75	74	70	72	64	63	50	48	40
明智中学校	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	3(1)	3(2)	3(2)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
	104	94	91	82	76	71	78	60	65	51	46
串原中学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	17	17	16	18	16	13	12	11	8	5	3
上矢作中学校	3(1)	3(1)	3	3(2)	3(2)	3(2)	3	3(1)	3(1)	3(1)	2
	33	35	28	29	23	17	13	12	13	10	5
南地区計	18(7)	19(7)	18(6)	17(7)	15(5)	15(7)	15(4)	15(4)	15(4)	14(4)	13(3)
	355	353	338	306	278	262	251	235	225	206	180
恵那市全体計	43(15)	44(14)	43(13)	42(14)	38(10)	37(4)	36(4)	36(4)	36(4)	33(4)	31(4)
	1,220	1,219	1,198	1,149	1,063	997	965	950	923	856	749

※上段：通常の学級数 () は特使で外数 下段：人数



(c) 令和5年度恵那市中学部活動一覧表(資料番号3)

種 目	恵那西	恵那東	恵那北	岩 邑	山 岡	明 智	串 原	上矢作
陸上競技	○	○	△	△	△	○	△	△
軟式野球	○	○合同	○合同	○合同	○合同	—	—	—
ソフトボール	○合同	○合同	—	—	—	—	—	—
バスケ男子	○	○	—	○	○	○	—	—
バスケ女子	○	○	—	○	○合同	○合同	—	—
バレー男子	○	—	○	—	—	—	—	—
バレー女子	○合同	○	○合同	○	○合同	○合同	—	○
ソフトテニス男子	○	○	—	—	○	○	—	—
ソフトテニス女子	○	○	○	○	○	○	—	—
卓球男子	◎	○	○	○	—	◎	◎	◎
卓球女子	◎	○	○	○	—	◎	◎	◎
剣 道	◎	◎	△	—	—	△	—	—
バドミントン	◎	—	—	—	—	—	—	—
水泳競技	△		△	—	—	△	—	—
スケート	△	△	—	△	△	△	—	—
柔 道	△	△	—	—	—	△	—	—
吹 奏 楽	◎	◎	—	—	—	—	—	—
美 術	◎	◎	—	—	—	—	—	—
家 庭 科	◎	◎	—	—	—	—	—	—
園 芸	—	◎	—	—	—	—	—	—

※説明：◎男女部活動、△中体連のみ参加（日常的な部活動ではない）

(d) 教科担任の配置（資料番号 4）

区分	岩村中	山岡中	明智中	串原中	上矢作中	統合中
国語	1	2	1	1	1	3
社会	2	1	2	1	1	3
数学	1	1	1	1	2	3
理科	非常勤	教頭	1	1	1	3
音楽	1	1	非常勤	非常勤	0	1
美術	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	0	1
体育	1	1	1	免外	1	2
技術	免外	非常勤	免外	0	0	1
家庭	免外	非常勤	非常勤	1	0	1
英語	2	2	1	1	1	4
合計	8	8	7	6	7	22

※1 岩村中、山岡中、明智中、串原中、上矢作中の数字は令和6年度の人数

※2 統合中については令和6年時点での想定

(メリット)

- ・統合中学校では、国社数理英の5教科は複数教科担任配置となる
- ・教材研究やテスト作成、評価が1人1学年分となり専門性が増すとともに、同じ教科の教師が相談することができる
- ・初任者が配置されても教科部会により支援が可能となる
- ・非常勤や免外の教員がいなくなることで、より教科の指導性が発揮される

c 請求の要旨の弁明

(1) どのように合意形成したかの根拠が明らかでない。

文科省の手引き「p18 学校統合の適否に関する合意形成」「p33 小規模校を存続させる場合の教育の充実」及び、H28 市再編委員会答申書の付帯事項「児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める。」に反する。

①一校統合は、「いつ・どこで・誰が・どのように」決定したのか明らかになっていない。市教委発行 Q&A で再編委員会では「2～3校の統合も十分議論した」とあるが、その事実は議事録にない。

「回 答」

地方自治体では二元代表制が採用されており、首長と議員はそれぞれ住民を代表する立場にあるため、市長が施策を進めるための予算や条例などを提案し、議会が審議・議決を行うことで決定されるシステムとなっている。それでもさらに市民の声を直接市政に反映させるため、恵那市では、地域での説明会の開催や広報直通便などで広く市民の意見を聞いている。

恵那南地区の中学校統合においては、下記のような数多くの委員会等で地域の意見を吸い上げている。恵那市で行われる事業の中でも、これほどの回数意見聴取を行いながら進める事業は他に類を見ない。

〔説明会及び会議の実績〕

- 小規模教育検討委員会 (H21)
- 恵那市学校適正配置検討事業説明会の実施 (H22～23)
- 各地区のPTA役員及び地域協議会への説明 (計9回) (H25)
- 恵那南地区中学校あり方検討委員会準備会
- 恵那南地区中学校あり方検討委員会計 (計9回) (H26)
住民説明会は8回開催
地域協議会、自治連合会、小・中・保の保護者、学校代表 計28名
- 恵那南地区中学校再編委員会 (計13回) (H27)
住民説明会は20回開催
地域協議会、自治連合会、小・中・保の保護者、学校代表 計34名
- 統合に関する公聴会 (R元)
こども園、小中学校PTA総会などに合わせて開催
延べ参加人数1,170人、意見件数230件
- 保護者へ公聴会のまとめの報告 (R3)
- 中学校再編に係る保護者説明会及び意見交換会 (計10回) (R4)
- 恵那市教育環境等検討委員会 (計3回) (R4)

地域自治区代表、地域学校協働活動推進委員代表、市PTA連合会代表、こども園保護者会代表、有識者など16名で構成

○恵那南地区中学校再編に向けての説明会（計18回）（R4）

○恵那南地区統合中学校準備委員会（令和6年5月末日現在）

総会2回、理事会5回、幹事会2回、総務部会8回、
環境整備・PTA・コミスク部会10回、教育活動・学校事務部会7回、
現場見学会3回

〔経過〕

これまで恵那南地区の中学校のあり方について、検討してきた委員会において1校統合とすべきであると意見がまとまり、平成28年3月25日に恵那南地区中学校再編委員会から「山岡地区に1校統合」との答申書が提出された。これを受け、平成28年第5回恵那市教育委員会定例会で答申が報告され、今後の方針が確認された。答申には、1校統合を進める上で考慮すべき事項として8項目の附帯事項があり、これを具現化するために、18項目に細分類し教育委員会事務局にて検討を重ねた。その後、市の施策の方向性を決定する会議において1校統合の方針が決定された。この決定を受け、市役所内部での検討結果について、広い視野で客観的な意見をいただくため恵那市教育環境等検討委員会を設置し、協議をしていただいた。令和4年12月20日、恵那市教育環境等検討委員会から、既存の山岡中学校を活用して1校統合を進めるとの提言書が提出された。これを受け、同月22日、この提言を恵那市教育委員会定例会で可決した。令和5年3月17日開催の市議会の一般質問において、市長が統合に向けて進めていくと答弁で表明し、校舎の増改築にかかる基本設計委託料などの関連予算が市議会において可決された。

1校で統合することについては、恵那南地区中学校再編委員会において議論されており、議事録も公表されている。再編委員会で統合の形態について出された主な意見は次のとおり。

〔議事録〕

■第1回恵那南地区中学校再編委員会議事録（平成27年5月14日）

- ・仮に2校、3校に統合したとしても私たちが願っている小規模校の問題点は解消されず、いずれまた同じように検討することになる。
- ・1校にしていくということが可能なのか、妥当かどうかを判断し、もし妥当でないという判断であれば1校という案は流れるということになる。

■第2回恵那南地区中学校再編委員会議事録（平成27年6月25日）

- ・恵那北中学の統合と現状をきちっと見ておくことが、恵南の中学校を1つにするか2つにするか検討していく中で重要な教訓。

- ・出生数や指導体制とかを理解していただく中で、仮に2校3校に統合しても課題は解決できず、すぐに次のことを考えていかなければいけない。

■第4回恵那南地区中学校再編委員会議事録（平成27年9月9日）

- ・今の中学校が不憫でどうしようもない。どうしても1校に統合してもらわないと困るというような意見や感想を読んだときに何を感じたのか。

■第7回恵那南地区中学校再編委員会議事録（平成27年11月10日）

- ・場所が山岡と明智地域の2箇所になっているが、なぜこの2箇所になったのか。
- ・現実的に考えた時にこの2校が望ましいということである。
- ・第3回にシミュレーションで、場所を絞って検討するというところで議論をしている。それを5校にすると元に戻ってしまう。
- ・地域協議会では1校に統合ということで意見はまとまっている。岩邑中学校は単独で維持できるので統合はどうかという意見もある。人数も多いのに、こちらから動いていくのかという意見もある。しかし恵南全体を考えるとやむを得ないということで統合に賛成となっている。

■第10回恵那南地区中学校再編委員会議事録（平成28年1月15日）

- ・上矢作地区、串原地区の方は通学時間に支障があると聞くので、場所は平等な位置や距離から山岡か岩村か、明智だと思っている。
- ・これだけ少子化が進むと、ふさわしい教育環境を提供しようとする教育委員会の提案を聞くべきではないかと思う。出来れば早く1校で決めていきたいと思う。
- ・自治連の代表者会議でも、これからの少子化のことを考えると1校はやむを得ないという意見がある。
- ・ある程度の規模の学校で、学ばせた方がいいのではないか。過去の経験でも統合してよかったという意見もある。1校に統合に反対の意見はなかった。
- ・串原はこれから生徒5、6人の状態になるときがある。恵南が1つに統合して行かなければいけない。
- ・自治会長や委員の皆さんから「1校に統合してほしいという意見が多い」と聞いている。統合の場所は、山岡に1校ということで答申案をまとめたいと思う。
- ・1校に統合としているが、通学時間も財政のことも1校では解決できない。2校でも複数の学級があればクラス替えが出来て、専門教員ができる、部活ができると言われるが、2校でできることも沢山ある。

- ・どうしても1校は無理だということになれば、教育長は2校でもいいのではないかということだが、1校で何とか進められるということで、ここまで話は進んできている。

■第11回恵那南地区中学校再編委員会議事録（平成28年2月5日）

- ・一つの中学校に統合すること、場所は明知鉄道沿いで新設学校とすること
- ・統合は1校、場所は山岡地区の案を前向きに受け入れる
- ・上矢作、串原地区のことを配慮し、通学は1時間以内という方法になることを条件とする。場所は1校であれば山岡地区に新築とする。
- ・各地域から発言していただいた内容は、場所は平等な位置で山岡に1校、通学時間は概ね1時間を目安とするということであった。各地域から発言の内容を考慮しながら、答申案を事務局で作成していただくということによろしいでしょうか。
- ・異議なし

〔結論〕

以上を踏まえて、第11回恵那南地区中学校再編委員会において、山岡に1校統合とする答申とすることが決定された。

②恵那市教育環境等検討委員会の提言は合意形成の結果ではない。

- ・メンバー構成が偏っている。（明智や上矢作の保護者代表が入っていない。）
- ・H28 答申の「新築・明知鉄道利用」を「増改築・スクールバス利用」に変更するにあたり所属団体や地域の意見聴取が行われていない。

「回答」

「恵那市教育環境等検討委員会」は、近い将来、急速に減少することが予想される子ども達により良い教育環境を提供することを目的として令和4年5月に設置した。

第1回恵那市教育環境等検討委員会の冒頭、教育長から、「答申が作成された平成27年度当時と現在では子どもの数も大きく減少するなど状況が異なっております。答申の基本的な考え方は大切にしながらも、いろいろご意見をいただくべきところがたくさんある」との趣旨のあいさつがあったとおり、恵那市教育環境等検討委員会は恵那南地区中学校再編委員会とは違い、学校統合について改めて議論するのではなく、附帯事項の検討結果を客観的、かつ、大所高所から幅広い視野で意見をいただくための委員会である。委員は「恵那市PTA連合会を代表する者」、「恵那市こども園保育園保護者連合

会を代表する者」等で構成している。恵那市教育環境等検討委員会設置要綱第3条第2項第4号及び第5号には、保護者代表として前記のものを委員とする旨、規定している。

請求代表者ご指摘の通り、令和4年12月に提出された恵那市教育環境等検討委員会の提言においては、恵那南地区の出生数の推移や平成28年当時の社会情勢の変化も踏まえ、平成28年3月に恵那南地区中学校再編委員会がまとめた「恵那南地区中学校再編における答申書」から「新築→増改築」「明知鉄道利用→スクールバス利用」へ内容を変更している。この答申書では、「1校に統合し平等性を考え山岡地区に新築とする」こと、「統合に要する期間を考慮し、平成33年度の開校を目指す」こととし、「学校統合を先延ばしすることは、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から望ましいことではなく、新たな魅力ある学校づくりを早期に行う必要がある」と示している。提言では、通学方法については安全性、経済性等の観点から、新築すべきか否かについては経済性の観点とできるだけ速やかに統合するにはという観点等から、十分議論を重ねた上、総合的な判断の下に変更している。

③通学時間等の検討はH28の答申（新築1校）当時のデータを使っており、現山岡中までのシミュレーションを基に検討されていない。

「回 答」

第1回恵那市教育環境等検討委員会に提出されたバス通学のシミュレーションデータは、通学方法等を委員会内で検討するための参考資料として提示したものである。平成28年当時のシミュレーションデータと環境等検討委員会で増改築を検討した時点において、その距離などのデータには特筆するほどの大きな差はなく、検討委員会の検討結果に大きな影響を及ぼすものではないと考える。なお、スクールバスでの送迎が決定した後に、詳細な調査や検討を行っている。また、令和5年度には恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会環境整備・PTA・コミスク部会において、地域の保護者、住民代表の意見も聴取し、運行ルートやバス停の位置、通学時間について詳細な協議を行っている。

④保護者説明会や地域説明会において出た意見・質問に納得できる答弁がなされていない。

「回 答」

子どもにより良い教育環境を確保することは大人の責務である。1校統合の目的である教育環境を充実させるには、各学年においてクラス替えが可能な複数学級が確保され、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力がさらに伸ばしやすくなる環境とすることが肝要である。集団の中での社会性やコミュニケーション能力が高まり、音楽や体育等、集団で行う教育活動、体育大会、合唱祭、クラブ活動などでの「人との出会い」も充実し、かけがえのない場とすることができる。さらには、教科担任制となる中学校では学級数が増えること（本書42頁「資料番号4」参照）で、全ての教科で専科教員を配置できる環境が整い、学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導について、相談、研究、協力等が行いやすくなる等の効果が考えられる。また、2つ目の目的である地域との連携、協働を進めるために1校統合することで、地域の子ども達が恵那南地域を1つの地域としてとらえ、地域と中学校が共通の価値観を持ちながら、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを続けていくことが持続可能なまちづくりにつながると考える。

上記のように統合の意味を理解してもらうよう努めてきた。これまで開催した各地域での保護者への説明会や意見交換会の場において、教育委員会に対してなされた意見や質問に対しては、真摯に受け止めるとともに統合の意義を踏まえ、その時点における丁寧な対応、回答を行っている。

⑤「数年たてば増築の必要がなくなるのに統合を急ぐこと」についての市民合意がなされていない。

「回 答」

地域の未来を担う子どもたちを育てるために、学校統合によるメリットをより多くの生徒が受けられるよう、できるだけ速やかに統合中学校を開校する必要がある。ひいてはそのことが恵那南地区のコミュニティの維持につながる事となる。統合による校舎の増改築には多額の費用がかかるが、子どもたちの教育環境をより充実させるためには必要な費用であると考えます。

人数によるメリットとして、各学年においてクラス替えが可能な複数学級が確保され、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力がさらに伸ばしやすくなり、集団の中での社会性やコミュニケーション能力が高くなる。また、グループ学習などの小集団での学習など多様な学習、指導形態が取りやすくなり、音楽や体育等、集団で行う教育活動、体育大会、合唱祭、クラブ活動、部活動などが充実する。さらに、学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導について、相談、

研究、協力等が行いやすくなる上、教科担任制となる中学校では学級数が増えることで、全ての教科で専科教員を配置できる環境が整うことなどが想定できる。このメリットを多くの子どもが享受できるよう、統合中学校をできるだけ速やかに開校させる必要がある。

平成 21 年に発足した「小規模教育検討委員会」及び平成 26 年の「恵那南地区中学校あり方検討委員会」で、恵那南地区の中学校のあり方について検討を行った。平成 27 年に発足した恵那南地区の代表及び有識者等からなる「恵那南地区中学校再編委員会」では、13 回の会議を経て、恵那南地区中学校の統合について検討をいただき、教育委員会に答申がなされ、これを受理した。その答申を引き継ぎ、令和 4 年度には「恵那市教育環境等検討委員会」を設置し、恵那南地区の教育環境について検討いただいた。令和 4 年 12 月 20 日に提言書が教育委員会に提出され、これを受理した。これら保護者や地域住民からなる各委員会から 1 校統合を求める答申や提言書が出されたことから、市民のご理解をいただけたものと判断している。

⑥R 5. 2. 2 0 に開かれた総合教育会議での市長発言に「僕が判断できるだけの材料がそろった」とあるが、その材料が明らかでない。

「回 答」

市長発言の主旨については、令和 5 年第 2 回恵那市議会定例会において、「取りまとめをしていただきました多くの皆様、そして保護者をはじめとして学校関係の皆様、方向を出していただいて、私たちはその判断ができるようになった」と発言している。さらに教育委員会が可決した提言書（恵那市教育環境等検討委員会が教育委員会に提出した提言書）、様々な議論でうかがった保護者の思い、恵那市教育環境等検討委員会等の委員会が出された意見や示された方向性などにより、教育環境の充実や地域との連携状況などから市長が総合的に判断した。

⑦保護者・地域説明会後に「恵那南地区中学校を、いきなり 1 校にしないでください」の賛同署名が 5 9 0 4 筆集まっているのは合意形成のないまま統合が進められている結果である。

「回 答」

平成 28 年 3 月、恵那南 5 地区の地域代表、こども園、小学校、中学校の保護者代表で構成された恵那南地区中学校再編委員会で議論され「山岡地区に 1 校

統合」との答申が出されている。なお、賛同署名については現在のところ提出されていないので、その内容等は確認できず、コメントする状況にはない。

⑧市民が市長・教育長に再三、懇談を申し込むも、拒否しているのは合意形成を図ろうとする姿勢に欠ける。

「回 答」

学校統合に関しては教育委員会教育総務課内の学校統合準備室が担当部署であり、面談についてはこの部署にて対応し、然る後、担当部署は必要な情報を上層部に報告し、組織として判断を行う。このような対応は、社会通念上至極一般的な形式であることから、教育総務課で面談に応じると毎回、回答している。

ただ、確認 24 での教育委員会からの回答の中で、回答当時は確かにスケジュールが立て込んでいたが、「教育長との面談については職務多忙につき当分の間、面談することはできません」とした文書は適切ではなかった。

しかし、組織の長との面談が実現できないことが「合意形成を図ろうとする姿勢に欠ける」には繋がらないと考える。

(2) 義務教育において、生徒が安全かつ平等に教育を受ける権利が守られていない。

①バスで2時間以上の通学時間を要する生徒がいるのは、教育の機会均等に反する。

「回 答」

請求代表者が再確認 29-2 (本書 20 頁参照) で回答されているように教育基本法第4条では、教育の機会均等とは、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないと定義している。通学時間の長さや家庭学習の時間は、同法第4条が示す機会均等の定義には当てはまらないと考える。

どの学校においても児童生徒の通学時間は個々の条件により違うものであり、物理的に均等にすることは難しいと考える。南地区中学校の統合により自宅から学校までの通学時間が長くなる生徒もいるが、学校統合により通学時間の負担に勝る魅力ある中学校にしたい。

統合により各学年においてクラス替えが可能な複数学級(3学級)が確保される。集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力がさらに伸ばしやすくなる。集団の中での社

会性やコミュニケーション能力が高まり、音楽や体育等、集団で行う教育活動、体育大会、合唱祭、クラブ活動などでの「人との出会い」も充実し、かけがえない場とすることができる。さらには、教科担任制となる中学校では学級数が増えることで、全ての教科で専科教員を配置できる環境が整い、学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導について、相談、研究、協力等が行いやすくなる等の効果が考えられる。

ちなみに、統合後の通学時間についての現段階でのシミュレーションにおいては、スクールバスの最長乗車時間は片道45分となっている。また、スクールバスが天候等により道路事情等が悪く遅れる場合であっても、安心安全に配慮しながら運行し、スクールバスが到着するのを待って授業を始めることなどとしており、安全かつ平等に教育を受ける権利は守られているものとする。

②冬の凍結や自然災害の危険性を検討した結果の統合ではなかった。

「回答」

学校統合は教育環境を整えることが優先であり、冬の凍結や自然災害の危険性により統合の議論が左右されるものではない。

恵那市は山間部に位置し、冬場は冷え込みが強いいため市内のどの地域においても道路の凍結は避けられない地域条件である。冬の凍結については、バスルートの検討にあたり、バス運行会社と協議の上、連携を図りながら、現地を確認した上で、凍結の心配の少ないルートの選定を検討する。また、現在運行されているスクールバスと同様に危険箇所をリスト化し、学校・市教育委員会・運行会社にて情報共有を図り、危険箇所は特に配慮をした安全運転を行うなどの対策を取る。現在も午前6時30分時点で警報が発令されている場合は休校としている。また、大雪が予想される場合など悪天候が予想される場合については休校にするなどの措置についても検討されることとなる。他にも、道路の凍結等により登校時間に間に合わない場合は、授業の開始時間を遅くしたり、地域のコミュニティセンター内等に地域教育拠点施設を整備し、オンライン授業を受けることなどの対策も検討していく。

③山岡中学校付近のレッドゾーン指定を公表しないまま、統合を進めてきたのは安全管理を軽視している。

「回答」

平成11年に広島県で発生した大規模土砂災害を契機として土砂災害防止法が平成13年4月に施行された。この法律の基準に基づき、岐阜県が土砂災害警戒

区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定する。土砂災害が発生した際に住民等の生命又は身体に害が生じる恐れが認められる区域をイエローゾーン、傾斜角度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、土石流や急傾斜地の崩壊、地滑りが発生した際に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域をレッドゾーンとしている。レッドゾーンは、土砂災害の防止に関する工事の実施や開発行為に関連する対策工事により、安全性が高まり、区域指定の事由がなくなると認められる場合に、土砂災害防止法の規定に基づき指定が解除されることとなる。

岐阜県が令和4年11月8日に指定告示を行い、その後、県から恵那市建設課に指定されたことの通知があったが、教育委員会が指定について知ったのが令和5年5月となった。

この間に市役所内で情報が共有できなかつた点は、反省すべきで、真摯に受け止め、その後はその都度、情報共有を図っている。教育委員会としては、レッドゾーン指定を認識した後、すぐに関係者への周知を行い、関係機関等とスピード感を持って対策協議を行っており、既に、対策工事に必要な予算を市議会へ提出し可決されている。関係者に対しての周知は、令和5年8月2日と6日の2日間で計3回、5地域の小中学校及びこども園の保護者が委員として参加する恵那南地区統合中学校準備委員会の委員を対象とした山岡中学校現場見学会を開催し、山岡中学校周辺のレッドゾーン4か所について、現場を見ながら説明を行い、対策工事を行っていく旨を説明した。また、同年8月3日に開催した恵那南地区統合中学校準備委員会理事会においてレッドゾーンについて詳細な説明をした。なお、それぞれの説明会の様子や内容については、「恵那南地区統合中学校準備委員会だより」に掲載し、小・中学校、こども園のすべての保護者に情報発信を行っている。

（3）恵那市の危機管理体制に問題

山岡中学校付近が令和4年11月にレッドゾーン指定されたのち、市はどのような対策を講じたか。

「回答」

土砂災害防止法は、土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくための法律である。

教育委員会はレッドゾーンの指定を認識した後、現地調査を行い、土砂災害警戒区域指定の要件とされる斜面の勾配30度以上、高さ5m以上をわずかに超

えていた状況であったが、直ちに危険が生じる状況ではないことは確認している。一般的に、土砂災害警戒区域は、指定の要件を満たさなくなると解除されることとなる。

市としては、更なる安全性の確保のため、指定の解除を行うべく、令和5年9月議会で工事費として1,300万円の予算を計上し、議決されたことにより、測量などを行った。立地条件により指定解除の要件が異なるが、当該区域の対策としては各法面に設置する小段の数を増やすことで安全度を確保する工法が最良のものとして、岐阜県と相談しながら進め、工法案が確定した後、令和6年度以降に対策工事を行う。

また、恵那南地区統合中学校準備委員会の委員を対象とした現場見学会を開き、現地でレッドゾーンについて説明を行うなど、情報の開示にも努めている。

(4) 「恵那市職員が賛意発言工作をした」との新聞報道にかかわる問題で、第三者を入れた調査を行っていない。

「回 答」

令和5年6月21日の中日新聞の報道から7月20日の市の報道発表まで、約1ヵ月にわたり調査を行った。また、報道を受けて、市は、客観性（公平性）を保つ観点から市長部局の総務部総務課で調査を行った。

調査をしていく中、新たに中日新聞から追加された賛意工作にかかる事実の発表はなく、職員の聞き取りや、新聞記事の中で証言していた住民からの聞き取りでも、市職員の賛意工作の事実はなかった。証言した住民3名から内容を聞き取った後、発表する前に内容を住民にも確認し、市が調査した内容を7月20日に報道発表を行った。翌日の中日新聞の記事では、「職員が賛意を促した事実はなく、住民が自分の意見で発言したと結論付ける内部調査結果を発表した。本紙報道と食い違う結果となった。」と報道し、市の発表に対して事実とは違うと反論した記事の内容ではなかった。

なお、第三者委員会は、不祥事に関する調査をし、主に原因究明や再発防止策の検討などを行い、信頼回復を図ることを目的として設置されるものである。今回内部で調査をした結果、市職員が賛意工作をした事実はなく、市の不祥事ではなかったため第三者委員会で調査を行う必要はないと判断した。

第3 監査の結果

1 判断

これまでの教育委員会の取組、関係資料及び弁明書に基づき事実確認を行い、本請求に対して項目ごとに次のとおり判断した。

恵那南地区中学校の各校統合について

(1) 請求の要旨第1項について

「(1) どのように合意形成したかの根拠が明らかでない。」とあり、請求代表者へ確認を行い、書面による補足説明を受け、請求の要旨第1項については、教育委員会総務課がどのように事務手続きを行ったのかを確認し、以下個別事項に対して監査を行うものとする。

ア 「文科省の手引き『p18 学校統合の適否に関する合意形成』『p33 小規模校を存続させる場合の教育の充実』及び、H28市再編委員会答申書の付帯事項『児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める。』に反する。」について順次検証を行うこととする。

まず、「p18 学校統合の適否に関する合意形成」については、平成27年1月27日付けで文部科学省から発行されている「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下本書において「文部科学省の手引」という。）18頁「3章 学校統合に関して留意すべき点」の表題中の「(1) 学校統合の適否に関する合意形成」として記載されている。請求代表者が指摘しているのは、同頁の「地域とともにある学校づくり」の中で、「学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってきます。」と規定されているが、教育委員会の事務対応はこれに反するということである。しかし、この規定の意味するところは、配慮事項として規定されているものであり、具体的な基準や到達程度は示されていない。この一文をもって「反する」とまで言うことはできない。

二つ目に「p33 小規模校を存続させる場合の教育の充実」については、文部科学省の手引33頁「4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実」の表題中の「(1) 学校統合を選択しない場合」として記載されている。これは、統合を選択しない場合の例示規定として捉えることができる。しかし、請求代表者は具体的に確認2（本書5頁参照）において、①の「離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、季節により交通事情が著しく異なるなど、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安全安心な通学ができないと判断される場合」と④の「学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域

を挙げてその充実を図ることを希望する場合」に該当し、教育委員会の事務対応は文部科学省の規定に反するとしている。請求代表者はその根拠として、①は「長時間通学」と「冬季凍結の危険性」を根拠に挙げている。そもそも、「長時間通学」については、文部科学省の手引の16頁（本書45頁参照）に「…適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということ」を前提として、通学時間について、『おおむね1時間以内』を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否を含めた判断を行うことが適当であると考えられます。」と規定されていることから、ただ単に通学時間の長さだけでは文部科学省の手引に反しているとはいえない。次に「冬季凍結の危険性」については、恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会環境整備・PTA・コミスク部会において、危険箇所等の掘り起こしを行い、道路管理者に対策の申し入れをする方向で取り組んでいる段階であり、現時点では監査の対象外とする。④について、請求代表者は確認2（本書5頁参照）で「自然・歴史文化の継承等への大きな損失となる。」と指摘しているが、現状、具体的に損失となる事実が確認できない。事務監査の性質上、具体的に発生した事実に対して監査を行うことから、これも監査の対象外とする。

三つ目に請求代表者が指摘している、平成28年3月25日に恵那南地区中学校再編委員会（以下本書において「再編委員会」という。）から教育委員会へ提出された答申書の4頁の「附帯事項」（本書72頁参照）について検証する。「附帯事項」は、統合を進める上での条件ではなく、今後統合を進める上での配慮事項として付け加えられたものだとする。また、当該「附帯事項」の（1）に「児童生徒、保護者、就学前の子どもを持つ保護者、地域住民の声を重視し、十分な理解や協力を得ながら進める。」と記載されているが、具体的な基準や到達程度は示されていない。この一文をもって「反する」とまで言うことはできない。

三条市の過去の事務監査請求で同様なことが述べられているが、公立中学校の統廃合を進める上で、その地域的意義等を踏まえて地域住民に対して十分な説明と協議の機会を設け、その理解と協力を得て行うことが望ましいことは言うまでもない。

しかし、公立中学校の統廃合という事柄の性質上、利害得失の一致しない多数の関係者が存在している。計画を進めるにあたりその内容の全てを関係者全員に説明し、その意向を聴取して賛同まで得ることは極めて困難であり、意見聴取できる範囲には限りがある。結論として意見を

聴取する関係者の範囲や意見聴取の方法、程度については、その計画を準備し遂行する市の執行機関やその統廃合を意思決定する市議会の裁量に委ねられるものと解さざるを得ない。また、教育委員会がパブリックコメントを実施しなかったことをもって、事務処理が違法・不当であるとは言えない。

最終的に公立中学校の統廃合に係る自治体の意思決定については、地方自治法上、その意思決定権は市民を代表する市議会にある。これを踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。ただし、「合意形成」の考え方については、本書6頁「第2 監査の実施」でも触れたが、監査の対象が不明瞭で心情面に訴えるものとして、監査の対象外とする。

イ 「①一校統合は、『いつ・どこで・誰が・どのように』決定したのか明らかになっていない。市教委発行 Q&A で再編委員会では『2～3校の統合も十分議論した』とあるが、その事実は議事録にない。」について検証を行うこととする。

まず初めに、教育委員会は平成20年7月に恵那市小規模教育検討委員会（以下本書において「小規模検討委員会」という。）を設置している。小規模検討委員会は、小規模化する市の学校と教育の今後あるべき姿を検討し、学校の小規模化によって生じる、教育上・学校運営上の諸問題を解決し、教育環境の総合的な整備を図ることを目的としている。委員は市内の保育園の保護者を代表する者・幼稚園の保護者を代表する者、小学校の保護者を代表する者・中学校の保護者を代表する者等で構成されている。平成21年12月に小規模検討委員会は、市全体を考えた中学校の適正規模の在り方について、今後恵南地域5中学校を統合し、新しいコンセプトを持った統合中学校を新設するとして「小規模教育検討委員会」報告書を教育委員会に提出している。

この報告に基づき、教育委員会は平成22年度及び平成23年度に岩村町、山岡町、明智町、串原及び上矢作町（以下本書において「該当地区」という。）への説明や意見聴取を実施している。

平成25年度も引き続き該当地区のPTA役員及び地域協議会で説明会を開催し、意見聴取を行っている。過去に開催した説明会での意見聴取を具現化するため、平成26年度に設置予定の恵那南地区中学校あり方検討委員会（以下本書において「あり方検討委員会」という。）の準備会を平成26年3月に開催している。

平成26年4月に少子化に伴う生徒数の減少を踏まえ、恵那南地区の中

学校のあり方を検討する、あり方検討委員会を設置している。あり方検討委員会は、地域協議会を代表する者、自治連合会を代表する者、中学校PTAを代表する者及び小学校PTAを代表する者等で構成されている。あり方検討委員会は9回の委員会を開催し、教育委員会は8回の住民説明会を開催している。最終的にあり方検討委員会は恵那南地区中学校5校を1校にする「恵那南地区中学校のあり方に関する提言書」を平成27年3月6日付けで教育委員会に提出している。

この提言に基づき教育委員会では、平成27年4月に再編委員会を設置している。再編委員会は、少子化に対応した今後の恵那南地区中学校の統合等について協議を行うことを目的としており、地域自治区を代表する者、地域学校協働活動推進委員を代表する者及び恵那市PTA連合会を代表する者等で構成されている。ここでの「1校統合」の議論は、平成27年5月14日開催の第1回恵那南地区中学校再編委員会議事録（本書78頁参照）、平成27年6月25日開催の第2回恵那南地区中学校再編委員会議事録（本書78頁参照）、平成27年9月9日開催の第4回恵那南地区中学校再編委員会議事録（本書79頁参照）、平成27年11月10日開催の第7回恵那南地区中学校再編委員会議事録（本書79頁参照）、平成28年1月15日開催の第10回恵那南地区中学校再編委員会議事録（本書79頁参照）及び平成28年2月5日開催の第11回恵那南地区中学校再編委員会議事録（本書80頁参照）で確認することができる。最終的に平成28年3月25日付けで再編委員会は教育委員会に対して、「恵那南地区中学校再編における答申書」を提出している。その答申書において「1校統合」という表現も明記されている。

答申を受け市内部で答申内容等の協議を重ね、答申書の内容をより具現化するため、令和4年5月に設置した恵那市教育環境等検討委員会（以下本書において「環境等検討委員会」という。）の中で協議を行っている。環境等検討委員会は、市全体の教育環境を考えることを目的としており、地域自治区を代表する者、恵那市PTA連合会を代表する者及び中学校校長会を代表する者等で構成されている。その後、恵那南地区の望ましい学校教育環境について議論を重ね、令和4年12月20日に教育委員会に対して「恵那南地区の望ましい学校教育環境に関する提言書」を提出している。その提言書において「1校統合」という表現も明記されている。同年12月22日に開催された第13回教育委員会定例会は、提言内容を教育委員会の方針として可決している。この可決については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1項第1号に基づくものと解することができる。

以上の点を踏まえると、「1校統合」の考えは各委員会等で継承されており、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

ウ 「②恵那市教育環境等検討委員会の提言は合意形成の結果ではない。」について順次検証を行うこととする。

まず初めに、環境等検討委員会は、これまで検討されてきた答申書の附帯事項の検討結果について、その妥当性を客観的かつ大所高所から幅広い視野で、諮ることを旨としている。また、環境等検討委員会は恵那市教育環境等検討委員会設置要綱（以下本書において「設置要綱」という。）第1条からも「急速な少子化に伴う児童及び生徒の人数の減少等の状況を踏まえ、恵那市立小学校及び中学校におけるより良い教育環境の整備及び充実を検討する。」ことを設置目的としており、市の教育環境の整備と充実を検討する委員会であることを確認することができる。

こうした状況を踏まえて「・メンバー構成が偏っている。（明智や上矢作の保護者代表が入っていない。）」について検証する。

具体的に環境等検討委員会の構成区分と選出地域を確認することとする。設置要綱第3条第2項第2号に基づく「地域自治区を代表する者」については4名で、大井町1名、飯地町1名、上矢作町1名及び山岡町1名の構成となっている。設置要綱第3条第2項第3号に基づく「地域学校協働活動推進員を代表する者」については2名で、東野1名、岩村町1名の構成となっている。設置要綱第3条第2項第4号に基づく「恵那市PTA連合会を代表する者」については4名で、東野1名、大井町1名、山岡町1名、串原1名の構成となっている。設置要綱第3条第2項第5号に基づく「恵那市こども園保育園保護者会連合会を代表する者」については2名で、大井町1名、岩村町1名の構成となっている。設置要綱第3条第2項第6号に基づく「小学校校長会を代表する者」については、上矢作町1名で構成されている。設置要綱第3条第2項第7号に基づく「中学校校長会を代表する者」については、山岡町1名で構成されている。設置要綱第3条第2項第8号に基づく「こども園園長会を代表する者」については、明智町1名で構成されている。最後に、設置要綱第3条第2項第1号に基づく「学識経験を有する者」として岐阜聖徳学園大学の教授を委員としている。構成メンバーのうち、今回の統合関係地域の選出状況を見てみると岩村町2名、山岡町3名、明智町1名、串原1名及び上矢作町2名となっており、各地域からの選出となっている。

上記選出状況をみると確かに請求代表者の指摘するとおり、恵那市PTA連合会を代表する者に明智町及び上矢作町からの選出はない。しかし、構成団体全体で見れば、明智町及び上矢作町からの選出があり、請求代表者の指摘されている幅広く地域の声を聞く視点には合致していると考えられる。さらに、各地域からの意見を吸い上げることについては、あり方検討委員会で実施されており、議論も行われている現状からすれば、事務手続き上同じものを求めるのは議論の必然性に欠けると言わざるを得ない。

以上のことを踏まえて、明智町や上矢作町の保護者が、恵那市PTA連合会代表に選出されていないことをもって、違法・不当な状況になっているとは認められない。よって、当該事務は適正に行われたものと判断する。

次に、「・H28 答申の『新築・明知鉄道利用』を『増改築・スクールバス利用』に変更するにあたり所属団体や地域の意見聴取が行われていない。」ことについて検証を行うこととする。

まず、平成27年4月に少子化に対応した今後の恵那南地区中学校の統合等を協議する場として再編委員会を設置している。教育委員会の諮問に対して、平成28年3月に「1校統合」、「山岡地区に新築」及び「明知鉄道利用」と明記した答申書を提出している。

その後、令和4年5月に設置された環境等検討委員会において、再編委員会の答申内容を検証していることから議論の継続性が伺われる。さらに令和4年12月20日の提言書の中で、「早急に、恵那南地区中学校の統合を進めることが委員会の総意となりました。」との記載もある。早急に進める観点から「既存校舎の活用」、生徒の安心・安全と保護者の負担軽減の観点から「スクールバスによる通学」に見直した提言内容となっている。提言内容の見直しは、広く子どもたちや保護者にとって不利益になるとは考えにくい。

また、変更に対する所属団体や地域の意見聴取についても、既に述べたが、公立中学校の統廃合という事柄の性質上、利害得失の一致しない多数の関係者が存在している。計画を進めるにあたりその内容の全てを関係者全員に説明し、その意向を聴取して賛同まで得ることは極めて困難であり、意見聴取できる範囲には限りがある。結論として意見を聴取する関係者の範囲や意見聴取の方法、程度については、その計画を準備し遂行する市の執行機関やその統廃合を意思決定する市議会の裁量に委ねられるものと解さざるを得ない。

以上の点を踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなか

ったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

エ 「③通学時間等の検討は H28 の答申（新築 1 校）当時のデータを使っており、現山岡中までのシミュレーションを基に検討されていない。」について検証を行うこととする。

まず初めに、スクールバスの活用に伴うシミュレーションについては、令和 8 年度の統合中学校の開校に向けて、課題問題点等を整理する中で、最新のものに適宜見直すものだと考える。今後新たな課題問題点も発生する可能性もあることから、現時点で全ての課題等が網羅され、全て解決策が整っているとは考えにくい。重要なのは、市が中学校の統合までに想定される課題の対応策を構築し、関係者への情報発信をいかに早く行うかだと考える。

そもそも、市の事務事業は、将来起こりうることを全て予測して、その不安要素を全て解消してから進めなければならないというのではなく、法に定める範囲内での市の裁量において、市の現状と将来の展望、負担等の状況を考慮し、判断していくものである。

以上の点を踏まえて、シミュレーションに対する市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

なお、今後シミュレーションの見直し等により、課題等を検討するものについては、現時点では判断できないので監査対象外とする。

オ 「④保護者説明会や地域説明会において出た意見・質問に納得できる答弁がなされていない。」について検証を行うこととする。

まず初めに、統合における「教育環境の充実」についての議論は、環境等検討委員会の中で、各学年においてクラス替えが可能な複数学級が確保され、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力がさらに伸ばしやすくなり、集団の中での社会性やコミュニケーション能力が高くなることについて話し合われている。また、グループ学習などの小集団での学習など多様な学習、指導形態がとりやすくなり、音楽や体育等、集団で行う教育活動、体育大会、合唱祭、クラブ活動、部活動などが充実することについても話し合われている。さらに、学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導について、相談、研究、協力等が行いやすくなる上、教科担任制となる中学校では、学級数が増えることで全ての教科で専科教員を配置（本書 42 頁「資料番号 4」参照）できるという視点で協議されていることも確認でき

る。

保護者説明会や地域説明会において発言された意見や質問に対して、納得できる回答であるかの判断基準は法的に用意されておらず、あくまでも個人の主観によるところが大きく、監査にはなじまないと考える。また、確認 14（本書 12 頁から 13 頁参照）に対する請求代表者回答の中で触れている説明会等の質疑応答については、参加者の状況、会場のスペース及び議事の進捗状況等の全体を加味して、主催者が判断することになる。

ただ、一般的に説明者及び回答者は質問者等に対して分かりやすく丁寧な説明が求められる。

結論としては、既に述べたとおり公立中学校の統廃合という事柄の性質上、利害得失の一致しない多数の関係者が存在している。計画を進めるにあたりその内容の全てを関係者全員に説明し、その意向を聴取して賛同まで得ることは極めて困難であり、意見聴取できる範囲には限りがある。結論として意見を聴取する関係者の範囲や意見聴取の方法、程度については、その計画を準備し遂行する市の執行機関やその統廃合を意思決定する市議会の裁量に委ねられるものと解さざるを得ない。

以上の点を踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

なお、スクールバスに関連する具体的な事案については、今後関係者等の協議が進む中で取り扱いの方向性等が明らかになるものについては監査の対象外と判断する。

カ 「『⑤数年たてば増築の必要がなくなるのに統合を急ぐこと』についての市民合意がなされていない。」について検証を行うこととする。

まず初めに、学校運営等において、人口減少に伴う生徒数の減は避けて通れない問題である。しかも、この問題を放置しておくとう教育環境等に顕著な問題になることも当然想定される。ただし、確認 16（本書 13 頁参照）で回答のあったように、生徒の学びを金銭だけで判断することに対しては、必ずしも好ましいとはいえない。行政は子どものことを一番に考え、現状に合わせた内容で教育環境の検討を行い、未来ある子どもたちに最善の教育環境を提供することが重要である。このことについては、令和 4 年 12 月 20 日に教育委員会に提出された環境等検討委員会の「提言書」の中でも触れられている。

既に述べたが、請求代表者が指摘している「合意形成」については、公立中学校の統廃合という事柄の性質上、利害得失の一致しない多数の関係者が存在している。計画を進めるにあたりその内容の全てを関係者全員に

説明し、その意向を聴取して賛同まで得ることは極めて困難であり、意見聴取できる範囲には限りがある。結論として意見を聴取する関係者の範囲や意見聴取の方法、程度については、その計画を準備し遂行する市の執行機関やその統廃合を意思決定する市議会の裁量に委ねられるものと解さざるを得ない。

以上の点を踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

キ 「⑥R5.2.20に開かれた総合教育会議での市長発言に『僕が判断できるだけの材料がそろった』とあるが、その材料が明らかでない。」について検証を行うこととする。

令和5年2月20日に開催された総合教育会議における市長の発言については、令和4年12月20日付けで環境等検討委員会から提出された「恵那南地区の望ましい学校教育環境に関する提言書」等に基づいて判断されており、地方自治法第148条「普通地方公共団体の長は事務の管理及び執行権を有する。」に基づく方針決定であると解する。

そもそも、市長による方針決定は、本書3頁の「第2 監査の実施」で述べた「執行方針の説明を求めるもの」に該当し、監査の対象外とする。

ク 「⑦保護者・地域説明会後に『恵那南地区中学校を、いきなり1校にしないでください』の賛同署名が5904筆集まっているのは合意形成のないまま統合が進められている結果である。」について検証を行うこととする。

まず初めに、市は平成26年4月に今後の人口減少を想定して、今後の恵那南地区の中学校のあり方を検討するため、あり方検討委員会を設置している。あり方検討委員会は、地域協議会を代表する者、自治連合会を代表する者、中学校PTAを代表する者及び小学校PTAを代表する者等で構成されている。あり方検討委員会では、統合に向けて、2校及び3校の議論を行い、平成27年3月に「1校統合」に向けた提言書を教育委員会に提出している。

その後、この提言に基づき教育委員会では、平成27年4月に再編委員会を設置し、少子化に対応した今後の恵那南地区中学校の統合等について諮問を行っている。再編委員会は、地域自治区を代表する者、小学校PTAを代表する者及び中学校PTAを代表する者等で34名の委員で構成している。また、再編委員会では諮問内容に対する答申を行うため、13回の委員会を開催し、平成28年3月25日に「1校統合」への答申書を教育委員会

に提出している。

市は内部で答申内容等について協議を重ね、答申書の内容をより具現化する観点から、令和4年5月に設置している市全体の教育環境を考える環境等検討委員会の中で協議することとなった。環境等検討委員会は、地域自治区を代表する者、恵那市PTA連合会を代表する者及び中学校校長会を代表する者等で構成されている。その後、環境等検討委員会は恵那市南地区の望ましい学校教育環境について議論を重ね、令和4年12月20日に教育委員会に対して提言を行っている。その提言書においても「1校統合」という表現が明記されている。同年12月22日に開催された第13回教育委員会定例会において、提言内容を教育委員会の方針として可決している。また、恵那南地区の中学校の統合については、令和5年2月22日開催の第2回恵那市議会定例会での市長の市政方針及び市議会での統合関連予算の議決という事実を確認することができる。このように1校統合については、いくつかの委員会等で検討されてきていることであり、いきなりという言葉は当てはまらない。

既に述べたが、請求代表者が指摘する「合意形成」については、公立中学校の統廃合という事柄の性質上、利害得失の一致しない多数の関係者が存在している。計画を進めるにあたりその内容の全てを関係者全員に説明し、その意向を聴取して賛同まで得ることは極めて困難であり、意見聴取できる範囲には限りがある。結論として意見を聴取する関係者の範囲や意見聴取の方法、程度については、その計画を準備し遂行する市の執行機関やその統廃合を意思決定する市議会の裁量に委ねられるものと解さざるを得ない。

また、請求の要旨に掲げる住民の意向調査の手続きについては、任意で行われた住民の意向調査の結果に従わなければならないとする憲法上あるいは法律上の要請はないと考える。

さらに、当監査委員においても賛同署名の詳細を事務手続き上、確認できていないことから内容についてコメントすることはできない。

以上の点を踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

ケ 「⑧市民が市長・教育長に再三、懇談を申し込むも、拒否しているのは合意形成を図ろうとする姿勢に欠ける。」について検証を行うこととする。

懇談希望者が市長及び教育長に対して懇談を行う場合、初めに懇談内容を所管する担当部署がその内容を聞き取るのが一般的である。なぜなら、懇談内容が市政若しくは教育全般に及ぶ可能性があり、個別具体的にその

内容等を把握する必要があるからである。また、担当部署が懇談内容に応じて、市長及び教育長に対して報告を行っている。

今回の懇談希望者に対して、「業務多忙につき」などの表現を用いており、少し言葉足らずの部分が見受けられる。行政においては、懇談希望者に対して、理解を求めながら丁寧で分かりやすい表現で対応することが求められる。

しかしながら、今回の懇談希望者に対して、行政が最初から拒否しているという具体的な事実を確認することができない。それをもって、合意形成を図ろうとする姿勢に欠けるとまで言えない。

以上のことを踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

(2) 請求の要旨第2項について

「(2) 義務教育において、生徒が安全にかつ平等に教育を受ける権利が守られていない。」とあり、請求代表者へ確認を行い、書面による補足説明を受け、請求の要旨第2項については、教育委員会総務課がどのように事務手続きを行ったのか確認し、以下個別事項に対して監査を行うものとする。

ア 「①バスで2時間以上の通学時間を要する生徒がいるのは、教育の機会均等に反する。」について検証することとする。

まず初めに、教育の機会均等の法律上の定義を確認し、次に通学時間に要する時間が教育の機会均等を阻害する要因になるかどうかの検証を行うものとする。

教育基本法第4条に定める教育の機会均等は憲法第14条第1項及び同法第26条第1項の精神を具体化したものである。その意図するところは、国は、国民が能力に応じて教育を受ける機会を均等に与えられなければならないものであり、それを妨げてはならないことを示しており、単に教育を受ける機会を均等にするのみならず、あらゆる場合において能力以外の事由によって異なる取り扱いをしてはならないことを示している。

次に、市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、学校教育法施行令第5条第2項の規定により就学予定者等の就学すべき小学校又は中学校を指定することとしている。その際、市町村教育委員会は、通常あらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定している。この指定により、現に自宅等から学校までの通学時間が長い生徒もいれば、短い生徒もいる。現行の通

学区域制度は、義務教育において、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度である。

さらに、文科省の手引 15 頁～16 頁（本書 44～45 頁参照）では、通学距離の考え方や通学時間の考え方を示している。具体的には「…総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、『おおむね 1 時間以内』を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。」と規定されている。

以上のことから、遠距離通学であるという観点だけでは、市の事務処理に違法・不当な点は認められないと考える。今後関係者の間で、市の実情も踏まえて、より具体的に課題問題点を整理し、個別具体的に対策を考えることが必要である。結論として現時点では監査の対象外とする。

イ 「②冬の凍結や自然災害の危険性を検討した結果の統合ではなかった。」について検証することとする。

まず初めに、スクールバスの運行については、地勢、気象、交通等の諸条件及び通学距離に応じた運行基準というものが特に法令で定められているものではなく、各自治体の裁量に委ねられている。

こうしたことから市が主体的に運行基準を定めなければならない。運行基準を策定するにあたり、特に求められるのは安全性の確保であり、バス事業者等との綿密な連携も不可欠であると考え。また、言うまでもないことであるが、スクールバスの運転についても細心の注意を払う必要がある。ただ、冬の凍結や自然災害に関しては、予測可能なものもあれば、そうでないものも現実にはある。

市の事務事業は、将来起こりうる不安定要素を全て予測し、その全てを解消してから進めなければならないというものではない。法に定める範囲内での市の裁量において、市の現状と将来の展望、負担等の状況を考慮し、今後どの程度実施するか否かを決定していくものとなる。今想定できる課題等を可能な限り洗い出し、順次対策を講じていくことが重要である。

こうした状況を踏まえると、明らかに社会一般的な安全性を欠くような、違法・不当な点は現時点では認められない。

なお現在、恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会環境整備・PTA・コミスク部会において、当該 5 地域の保護者、地域住民代表者等の意見聴

取を行い、運行ルートやバス停の位置等について詳細な協議を行っている。
今後協議が進む中で危険性回避に向けた取り組みが明らかになってくる
ものであり、現時点で判断できないので、監査の対象外とする。

ウ 「③山岡中学校付近のレッドゾーン指定を公表しないまま、統合を進め
てきたのは安全管理を軽視している。」について検証することとする。

令和4年11月に岐阜県が山岡中学校付近を土砂災害特別警戒区域（レ
ッドゾーン）に追加指定している。この情報は建設部建設課に情報提供され
ていたが、教育委員会との情報共有はできていなかった。情報共有の在り
方については今後検討を要する。

しかし、教育委員会はその情報を令和5年5月に把握して以降、対応策
等を早急に実施している。具体的には、関係者への情報共有、レッドゾ
ン解消に向けた岐阜県との協議、市議会への経過説明と対策予算の計上等
である。こうした具体的な事実から勘案すれば、市が安全管理を軽視して
いるとは言えない。

以上のことを踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められな
かったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

（3） 請求の要旨第3項について

「（3）恵那市の危機管理体制に問題」とあり、請求代表者へ確認を行
い、書面による補足説明を受け、請求の要旨第3項については、教育委員
会総務課及び建設部建設課がどのように事務手続きを行ったのか確認し、
以下のとおり監査を行うものとする。

「山岡中学校付近が令和4年11月にレッドゾーン指定されたのち、市は
どのような対策を講じたか。」について検証することとする。

令和4年11月に岐阜県から恵那市に対して山岡中学校付近がレッドゾ
ンに追加指定された情報が建設部建設課にもたらされている。この事実
について、市全体の情報共有がなされておらず、教育委員会も把握してい
なかった。

しかし、教育委員会は令和5年5月に山岡中学校付近のレッドゾーン指
定の情報を把握し、同月に現地調査を行い、同年6月からレッドゾーン解
消に向けた工法等について岐阜県恵那土木事務所と協議を開始している。
また、教育委員会は同年8月に山岡中学校付近のレッドゾーンの公表を行
い、同年8月2日と6日の両日で3回、恵那南地区統合中学校準備委員
会の委員を対象に、レッドゾーンの状況について山岡中学校現場見学会及
び説明を開催している。さらに、同月に関係地域のこども園、小学校及び中

学校の保護者に向けて「今回のレッドゾーン指定」の文書を送付し、関係団体等への情報共有を図っている。その後、令和5年9月開催の市議会において、山岡中学校付近のレッドゾーンの状況を説明し、その対策として急傾斜地崩壊対策事業費を計上し、市議会の議決を得ている。

以上の点を踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

(4) 請求の要旨第4項について

「(4) 『恵那市職員が賛意発言工作をした』との新聞報道にかかわる問題で、第三者を入れた調査を行っていない。」とあり、請求代表者へ確認を行い、書面による補足説明を受け、請求の要旨第4項については、総務部総務課がどのように事務手続きを行ったのか確認し、以下のとおり監査を行うものとする。

中学校統合問題に向けた住民説明会について、令和5年6月21日付けの中日新聞において「恵那市職員が賛意発言工作をした」との報道がなされた。これを受け市は組織内の中立性を保つ観点から、教育委員会ではなく、市長部局の総務部総務課が約1ヵ月間事実関係の調査を実施している。この間、関係職員からの事情聴取と証言していた住民を特定し事実関係の調査を行っている。その結果として、関係職員の聴取内容と証言していた住民の証言内容に食い違いはなく、賛意工作の事実は確認できていない。さらに、市は7月21日に報道機関を通じて「賛意を示す発言を促した事実は確認できなかった」と発表している。その後、調査を行った住民からの問い合わせもなく現在に至っている。こうした状況を踏まえると、関係職員と証言していた住民の間で争いがある案件ではなく、第三者を入れた調査は不要であると考える。

以上のことを踏まえて、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

2 総括

事務監査請求制度は、市の政策判断の内容について、その是非を改めて監査委員が判断するものではなく、その事務の執行について、違法、非効率や不合理なものがないかを監査するものである。

今回の事務監査請求については、明らかに事実の基礎を欠くとか不合理であるという違法・不当な点は認められなかった。以上のことから、当該事務事業は適正に行われたものと判断する。